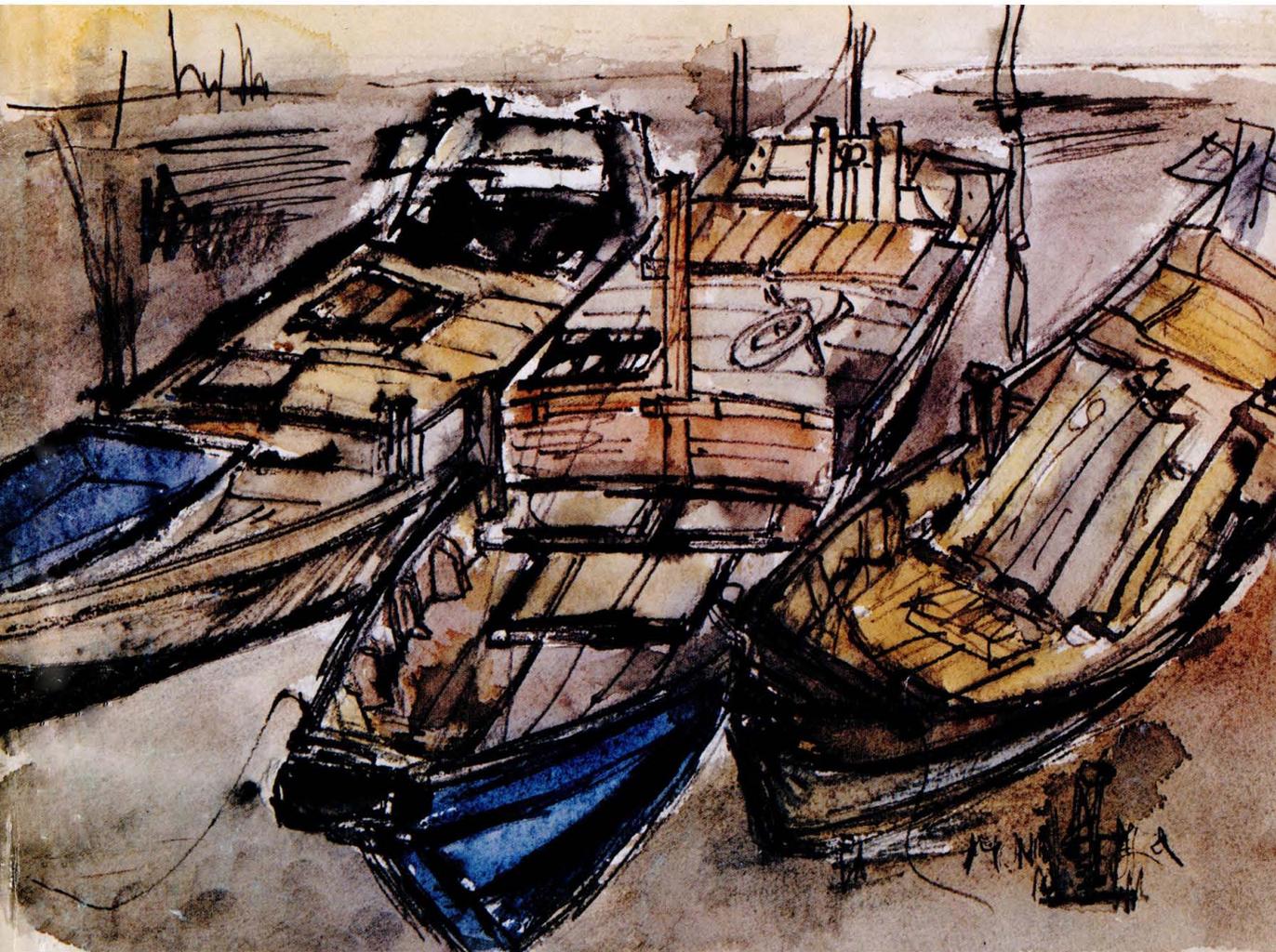


福岡県公民館大会

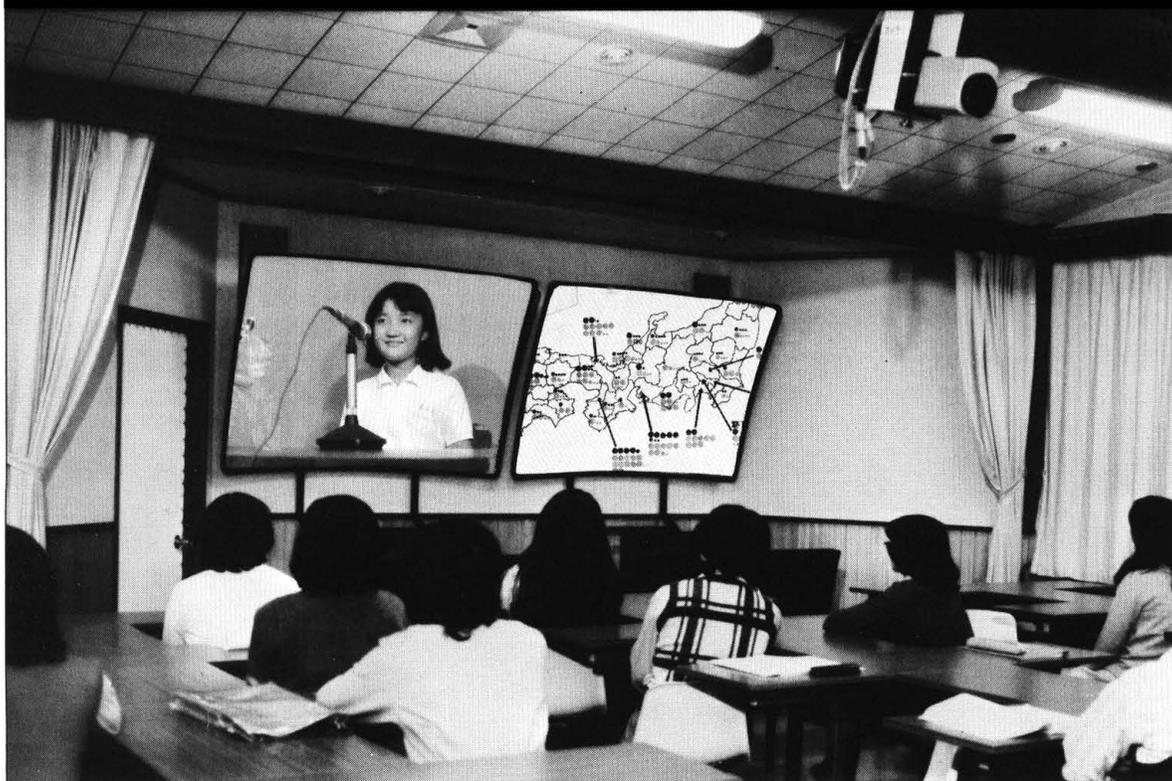


筑後川河口風景

第**27**回

SONY

大きく訴える ソニービデオプロジェクション



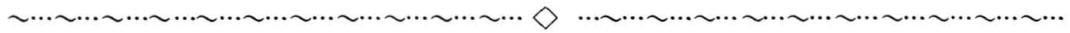
プロジェクションにおいて、最も高い実績と深い経験を有するソニーが、より明るく、より大きく、よりコンパクトな新型プロジェクションを2機種ご紹介いたします。

置き場所をとらない50型、圧倒的画面の72型、いずれも投写部がすっきり収納できる一体化構造です。大画面は説得力が抜群、注意力も集中させ、教育や情報の伝達に卓越した効果をあげます。テレビ、ビデオ、カメラの画の提示ができます。視聴覚教室にぜひ一台。

ソニー株式会社／ソニー商事株式会社

ソニービデオセンター福岡 〒810 福岡市中央区天神3丁目16番19号 電話(092)741-2761

ソニービデオセンター沖縄 〒901-21 沖縄県浦添市勢理客556-6 電話(0988)79-2321



目 次

第 2 7 回福岡県公民館大会に寄せて	2
大会のねらいとしくみ	3
第 2 7 回福岡県公民館大会開催要項	4
昭和 5 4 年度公民館優良役職員表彰一覧	8
昭和 5 4 年度優良公民館表彰一覧	16
大会役員一覧	24
分科会事例発表要旨	27
資 料 編	71
(1) 福岡県公民館施設及び職員体制調査表	
(2) 望ましい公民館の体制と配置(抜粋)	



第27回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鐘 水 速 太

本日ここに、第27回福岡県公民館大会が開催される運びとなり、県内各地から関係者多数の参加を得て、このように盛大に挙行されますことを大変喜ばしく感じますとともに、皆さまがたの御熱意に対して、この上ない力強さを覚える次第であります。

さて、近年における技術革新に基づく社会の急激な変化、情報伝達手段の急速な発達に伴う学習条件の変化などを背景として、「一生かけて」「あらゆる場所で」学習する、即ち生涯教育という考えが提唱され、このことを具体的に実現していくため、現代の教育体制の見直しが叫ばれております。

他方「都市化」という社会状況が進行するなかで、ひとびとの間に、自分の生活基盤である地域の現状をしっかりと踏まえながら、生き甲斐のある地域社会を創り出そうとする気運が、各地に盛り上がり、そのための学習要求も高まってきています。

このときにあたり、公民館が地域のひとびとの学習要求に応えて、それを支えていく社会教育の施設として、その具体的なあり方を探究することは、まさに時宜を得て有意義なことであると考えます。

そこで、本大会では「多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える」というテーマを柱に据え、具体的な実践事例を踏まえながら研究協議を重ね、各々の分野における公民館活動の指標を求めようとするものであります。皆さまがたの積極的な研究参加を心から期待いたします。

最後に、本大会の開催に際し、終始熱心に御協力を頂きました大川市並びに筑後地区の関係者の方がたに、衷心より感謝申し上げまして巻頭のごあいさつといたします。

大会のねらいとしくみ

1. 大会のねらい

本県における公民館は、創設以来関係者のたゆまない努力によって、漸次整備充実が図られ、昭和53年5月1日現在では社会教育法第21条に規定された公立公民館は348館に達しました。これらの公民館が、県下各市町村において、地域住民のさまざまな学習要求に応えるため、日夜意欲的な諸活動を展開しながら今日に至っていることは周知のとおりであります。

しかしながら、近年における都市化という状況の中で惹き起こされている社会連帯性の喪失、孤立感、孤独感の増大、生活と精神の不安定などによって地域の共同体的機能が発揮できにくくなってきております。

こうした状況の中で、住民が自らのおかれた地域に足をつけて現状を克服し、新しい生き甲斐を創造しようとする気運が各地で盛り上がってきていますが、そのための地域における学習活動も年ごとに活発となり、学習内容についても、より高度に、より多様になってきております。

ひとびとが、いつでも、どこでも継続して学習を重ねていけるために、具体的な役割を果たし得る施設として、そのあり方がまさに現実的な課題として問われてきています。

以上のような観点から、本大会では「多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える」というテーマを設定しました。公民館活動の各分野ごとに、具体的な研究協議の視点を指示し、過去2回にわたる継続協議の成果を本大会において集大成して、相互に共通理解を得ようとするのが主なねらいであります。

2. 大会のしくみ

本大会では、公民館活動のさまざまな分野に焦点をあて、いくつかの問題を分科会方式で掘り下げていくことにしています。大会の主な構成は、大会式典、表彰式、記念講演、それに分科会討議であります。

(1) 記念講演

著名な児童文学者であり、山口女子大学教授でもある古田足日先生に「地域が育てる児童文化」という演題で記念講演をお願いすることにしています。今年は「国際児童年」であります。次代を背負う青少年の健全育成問題に関連して、豊かな地域文化の原点ともいうべき児童文化を、どのように育てていけばよいかを具体的に示唆して頂けるものと確信しています。

(2) 分科会

過去2回の大会同様、8分科会を構成し、積み上げ方式による討議の深まりをねらいとしました。各分野とも助言者には学識経験者をお迎えし、討議に際して適切な助言をお願いすることにしています。また、司会者・助言者には、それぞれの分野で第一線に立って、活躍しておられる方々に役割を担当して頂きました。

第25回大会以来、3か年にわたる継続研究の成果が、本大会において、より確かなものとなり、更にこれからの実践の場でみごとに開花し、実を結んでいくことを切に期待する次第であります。

第 27 回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

公民館が地域における社会教育の中心的施設として、設立以来今日まで、豊かな地域づくりや教育文化の向上に寄与してきた功績はきわめて顕著であるといわなければならない。

しかしながら、複雑な社会情勢の変化に伴い、地域住民の公民館に期待するのは日を迫うごとに多種多様化の傾向をたどってきている。

そこで、本大会では、生涯教育の理念を根底に踏まえ、「多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方」を求めて、参加者相互に研究討議を行い、今後公民館が果すべき具体的な役割について考えようとするものである。

2. 大会テーマ

多様化する地域住民の学習要求に応えるための公民館のあり方を考える。

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、大川市教育委員会、柳川市・久留米市・八女市・筑後市・大牟田市・甘木市・小郡市各教育委員会、三潞郡公民館連合会、朝倉郡・浮羽郡・三井郡各社会教育振興会、八女郡・山門・三池郡各公民館連合会

4. 後 援

福岡県、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県父母教師会連絡協議会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県貯蓄推進委員会、福岡県明るい選挙推進協議会

5. 期 日

昭和54年7月3日（火）

6. 会 場

大川市文化センターほか

7. 参加者 約 800名

公民館利用者、自治公民館等関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、
地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

9:15 ~ 10:15	受 付
10:15 ~ 11:00	大会式典 開会のことば 福岡県公民館連合会副会長 坂 田 亀次郎 主催者あいさつ 福岡県公民館連合会会長 鎌 水 速 太 福岡県教育委員会教育長 浦 山 太 郎 来賓祝辞 福岡県知事 亀 井 光 大川市長 古 賀 龍 生 祝電披露 表彰式 日程説明
11:00 ~ 12:15	記念講演 「地域が育てる児童文化」 講師 児童文学者 古 田 足 日 氏
12:15 ~ 12:20	次期開催地(筑豊地区)代表あいさつ
12:20 ~ 13:00	昼食・休憩
13:00 ~ 16:00	分科会
16:00	閉 会

9. 分科会の構成

分科会	討議の視点	助言者	事例発表者
1. 行財政	1.公民館の管理運営上の諸問題とその対策 2.公民館施設の整備充実と職員体制の確立	福岡教育大学助教授 三浦清一郎	中間市中央公民館長 岩崎曠喜
2. 青少年教育	1.青少年のための効果的な事業の企画とその展開 2.青少年の地域活動の組織化	玄海少年自然の家所長 徳田倫甫	福岡市東市民センター社会教育主事補 佐藤靖典 星野村中央公民館主事 野中大寿
3. 高齢者教育	1.高齢者の学習機会の充実と振興策 2.高齢者の生かいを促進する公民館活動	久留米大学教授 徳永至	大牟田市三川地区公民館長 久保田金吾 宗像町中央公民館長 吉田昭生
4. 成人教育	1.男子成人の学習参加を促進するための公民館活動 2.就労婦人の学習参加を促進するための対策	第一薬科大学教授 田中勝規	三潴町中央公民館主事 近藤博昭 添田町教育委員会社会教育課課長補佐 中島彬
5. 広報活動	1.地域住民の連帯の輪を広げる広報活動の実践策 2.公民館における学習情報提供のあり方	西日本新聞社 久留米総局長 田窪敏朗	北九州市大蔵公民館長 池田一穂 福岡町公民館主事 服部秀美
6. 同和教育	地域住民全体の課題とするための同和教育の推進	久留米教育委員会 同和教育室長 古賀孝夫	田川市中央公民館主任 坂田政信 田川市西本町公民館長 坂田荒次郎
7. 自治公民館（都市）	1.地域づくりをめざす町内公民館のあり方 2.地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営	北九州市熊谷公民館長 林克馬	春日市教育委員会社会教育課長 西田讓 大川市小坂井公民館長 中原泰雄
8. 自治公民館（町村）	1.地域づくりをめざす町内公民館のあり方 2.地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営	福岡県社会教育放送利用研究会会長 水摩安正	志摩町引津公民館長 波多江定 古賀町南花見分館長 真武凡夫

司 会 者	記 録 者	会 場 責 任 者
大野城市中央公民館長 岡 崎 隆 三 稲築町教育委員会社会教育指導主事 久 家 貞 美	県教育庁八女出張所社会教育係長 中 島 良 筑後市教育委員会社会教育主事 津 留 忠 義	柳川市教育委員会 社会教育課長補佐 佐々木 進
行橋市教育委員会社会教育課長 山 中 募 大和町派遣社会教育主事 松 本 直 義	県教育庁山門出張所社会教育係長 高 口 栄 喜 久留米市中央公民館事業係長 弥 永 政 男	高田町公民館長 野 田 生 一
県教育庁粕屋出張所社会教育係長 中 野 清 秀 甘木市教育委員会社会教育課長 大 倉 昭 雄	県教育庁浮羽出張所社会教育係長 熊 懐 武 小郡市中央公民館主事 横 山 妙 子	大川市大川公民館長 酒 見 国 雄
瀬高町教育委員会社会教育課長 坂 田 智 幸 八女市西公民館長 矢賀部 章	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 教委派遣社会教育主事 松 本 憲 明 八女市教育委員会派遣社会教育主事 中 島 治	大川市木室公民館長 柿 添 巳三男
那珂川町教育委員会社会教育主事 内 野 秋 登 大木町公民館主事 岡 崎 辰 雄	吉井町教育委員会派遣社会教育主事 伊 藤 博 文 立花町中央公民館主事 武 田 行 夫	大川市三又公民館長 広 松 基一郎
県教育庁築上出張所社会教育係長 大 丸 焯 司 前原町派遣社会教育主事 進 藤 邦 夫	三輪町中央公民館主事 石 川 利 明 高田町教育委員会社会教育主事 草 野 七 郎	筑後市中央公民館長 近 藤 重 喜
飯塚市飯塚東公民館長 福 沢 稔 県教育庁福岡出張所社会教育係長 白 水 理紀之助	大牟田市中央公民館主事 山 岡 博 明 柳川市中央公民館主事 長 岡 一 成	大川市大野島公民館長 中 村 光 夫
県教育庁三井出張所社会教育係長 堤 諭 広川町中央公民館長 中 村 寿太郎	県教育庁朝倉出張所社会教育係長 井 手 邦 彦 大刀洗町中央公民館主事 南 広 敏	大川市田口公民館長 田 島 誠 次

昭和54年度 公民館

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所属	役職名	在職期間
公立 公民館	1	福岡市	いの うえ しゆう いち 井 上 修 一 (明41. 1. 1生)	金武公民館	館長	自 26. 10. 1 至 現 在 (27年)
	2		せき とく へい 関 徳 平 (明39. 6. 9生)	高取公民館	館長	自 29. 9. 1 至 現 在 (24年)
	3	久留米市	まる おか みのる 丸 岡 実 (明36. 7. 4生)	久留米市 中央公民館	運営審議会 委員	自 43. 12. 25 至 現 在 (10年)
	4	大野城市	おか ざき りゆう ぞう 岡 崎 隆 三 (大12.10.18生)	大野城市 中央公民館	館長	自 37. 4. 1 至 47. 3. 31 自 51. 4. 1 至 現 在 (13年)
	5	八女市	かば けん ぞう 椛 賢 三 (明43.10.8生)	八女市中央公民館	館長	自 44. 6 至 54. 5 (10年)
	6	山田市	た ばた かず こ 田 端 和 子 (昭15. 8.25生)	山田市中央公民館	司書	自 34. 4. 1 至 現 在 (20年)

優良役職員表彰一覧

表彰の内容	
業績	理由
<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育学級に尽力 2. グループの育成 3. 青少年教育の推進 	都市化の進行する中で、スポーツ活動・地域団体、自主的グループ活動の促進援助を通じて地域連帯意識の向上やコミュニティづくりに取り組んだ功績は大である。
<ol style="list-style-type: none"> 2. 婦人学級・家庭教育学級の開設に尽力 	永年にわたり公民館活動の振興につとめ、明るい地域づくりに貢献した。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館施設の確保に尽力 2. 老人教育の推進に尽力 3. 年中行事の推進 	豊かな識見と円満な人柄によって公民館事業の企画・運営に参画し、公民館機能の充実に寄与した。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館建設に貢献 2. 社会教育の振興に尽力 3. 分館主事の育成に尽力 	市におけるコミュニティ活動の基礎である「まどか運動」を提唱し、公民館活動はもとより社会教育全般に積極的に取り組み、献身的に活動した実績は大である。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 全市の町内公民館活動に貢献 2. 高齢者及び広域青年教育の振興に尽力 3. 婦人会・青年団・子ども会活動の促進に努力 4. 新生活運動の推進に貢献 	昭和44年に中央公民館の主事として公民館事業に携わり、以来中央公民館活動はもちろん、全市の町内公民館活動の先導的役割を果たした。
<ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館図書室の整備に尽力 2. 明るく美しい町づくりに努力 	20年間公民館図書室の司書として施設の整備及び内容の充実に努め、特に僻地の児童を対象に巡回図書館を開設するなど、精力的に公民館における図書活動に貢献している。

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所属	役職名	在職期間
公立 公民館	7	筑後市	たなか とら いち 田中 虎市 (大 1. 7.31 生)	筑後市中央公民館	運営審議委員 会会長	自 46. 7. 1 至 54. 6. 31 (8年)
	8	豊前市	はせやま けん ゆう 長谷山 顕雄 (昭 4. 7.15 生)	合河公民館	館長	自 43. 9. 20 至 現 在 (11年)
	9	甘木市	うちだ いち ろう 内田 一郎 (明 39.10.21 生)	上秋月公民館	館長	自 42. 11. 1 至 現 在 (11年)
	10	浮羽郡 田主丸町	かわらばやし とし みつ 瓦 林 利 光 (昭 3. 7.20 生)	田主丸町 中央公民館	館長	自 35. 10. 13 至 42. 8. 1 自 49. 8. 5 至 54. 5. 30 (11年)
	11	三池郡 高田町	えがみ ひろし 江 上 弘 (明 36. 2. 2 生)	高田町公民館	運営審議委員	自 38. 5. 至 現 在 (16年)
	12	宗像郡 津屋崎町	きよ み やす こ 浄 見 泰 子 (大 12.10. 2 生)	津屋崎町 中央公民館	運営審議委員	自 47. 4. 1 至 54. 5. 31 (7年)
	13	嘉穂郡 稲築町	のさか ひろ よし 野 坂 弘 義 (大 7. 8.20 生)	稲築町公民館	運営審議委員	自 36. 4. 1 至 38. 3. 31 自 45. 4. 1 至 現 在 (11年)

表彰の内容	
業績	理由
1. 公民館運営に尽力 2. 市民の体育向上及びスポーツ団体の育成・発展に努力	公民館事業の企画・運営に適切なる指導を行ない社会教育の推進に寄与。
1. 成人教育、特に婦人学級の開設に尽力 2. 同和教育の推進に努力	地域の社会教育の推進のために子ども会から老人クラブ、その他各種団体の育成指導にあたり、その実績は高く評価されている。
1. 公民館建設に尽力 2. 成人講座の開設	円満な人格と強い実践力をもって、地域社会教育のすぐれた指導者として実績をつみ重ねその功績は他の模範となる。
1. 青少年健全育成に尽力 2. 公民館運営・事業活動の振興充実に寄与	11年にわたり、公民館主事、公民館長として、公民館活動の振興につとめ、明るい豊かな町づくりに貢献した。また地域住民からの信望も厚く、人格・識見ともにすぐれている。
1. 子ども会育成に尽力 2. 公民館運営に貢献	16年にわたり、公民館活動推進のために献身的努力をされた功績は大きい。 地味でしかも温厚篤実な性格と相まって経験豊富な活動運営は定評がある。
婦人会の育成・指導並びに婦人グループ育成に尽力	公民館運営審議会委員として、永年公民館事業の推進に努め、特に町の婦人教育の振興・発展に奇与。
1. 青少年の健全育成に尽力 2. 各種団体の育成 3. 社会教育の振興に貢献	卓越した指導力と行動力によって新しい町づくりの原動力となっている。

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所属	役職名	在職期間
公立 公民館	14	遠賀郡 遠賀町	ふたむらくにこ 二村邦子 (大 7.12.20生)	遠賀町中央公民館	運営審議会 委員	自 47. 4. 1 至 現 在 (7年)
自治 (町 内) 公民 館	15	北九州市	もとやまみつお 本山光雄 (大 4.10. 5生)	枝光第1区公民館	館長	自 42. 4. 1 至 現 在 (12年)
	16		よし たけ りき おう 吉武力王 (明 45. 1.2 6生)	はちまん公民館	館長	自 46. 1. 1 至 現 在 (8年)
	17		ふじ い とも よし 藤井友義 (大 1.11.20生)	大里南公民館	館長	自 38.4. 運審委員 至 41.3. 自 41.4. 至 現 在 (16年)
	18	筑紫野市	と だ ひで いち 戸田秀市 (大 3. 5.13生)	針摺地区公民館	館長	自 38. 4. 1 至 54. 5. 27 (16年)
	19	久留米市	ひろ せ まさ のぶ 広瀬正信 (明 42. 7. 2生)	長門石校区公民館	館長	自 29. 1. 1 至 現 在 (25年)
	20	直方市	しら さか ちよじ 白坂千代治 (大 9.10.11生)	赤地公民館	館長	自 39. 4. 1 至 現 在 (15年)

表彰の内容	
業績	理由
1. 青少年の健全育成と指導に尽力 2. 婦人教育の推進に努力	町内婦人の地位及び教養の向上に積極的に取り組み、その指導力は高く評価されている。
1. 公民館建設に貢献 2. 公民館運営組織の強化に努力	区民より人格・手腕を高く評価され、館長に就任以来12年、温厚で高邁な識見と豊かな協調性をもって公民館活動に貢献した実績は大である。
1. 子ども会、老人会、婦人会の指導・育成 2. 町づくりに貢献	はちまん公民館の建設と開館に尽力し、新旧住民の協和と連帯を図る中心的役割を果たした。また、区内公民館活動の振興に積極的に寄与。
1. 青少年の健全育成 2. 明るい町づくりに尽力	地域の各種団体の指導と育成を積極的に推進し、地域の社会教育及び福祉活動に貢献。
1. 公民館建設に貢献 2. 町内の各種行事の推進	永年にわたり針摺地区公民館の事業推進に努め、区民の人望も厚く、区はもとより市における公民館活動の先達者、実践家として高く評価されている。
1. 公民館運営の基礎づくりに貢献 2. 校区别コミュニティの実現に尽力	29年以来永きにわたり校区公民館の振興・発展のために献身的に貢献し、その業績は多大である。
1. 地域公民館建設に貢献 2. 館報「赤地だより」発行 3. 明るい地域づくりに尽力	地域公民館事業の推進に献身的に努力し、市はもとより県下におけるモデル公民館としての地位を確立させた功績は大である。

種別	番号	市郡名	氏名 (生年月日)	所属	役職名	在職期間
自治 (町内) 公民館	21	中間市	ふくだ たね いえ 福田 種家 (明45. 3.20生)	御館町公民館	館長	自44. 4. 1 至現在 (10年)
	22	飯塚市	はなむら ぶん へい 花村 文平 (明37.12.14生)	立岩公民分館	館長	自29. 4. 1 至現在 (25年)
	23	柳川市	つづみ とし ゆき 堤 利行 (大10. 7.15生)	上八丁公民館	館長	自49. 4. 1 至現在 (5年)
	24	田川市	に お たけし 二尾 武 (大13. 2.19生)	下吉田地区公民館	館長	自47. 至現在 (7年)
	25	大川市	しおつか まさ お 塩塚 政夫 (大71.1. 4生)	大野島校区 大上町内公民館	館長	自46. 4. 1 至54. 3. 31 (8年)
	26	粕屋郡 篠栗町	つかもと ひで とし 塚本 秀利 (大14. 3.19生)	明治区公民館	館長	自47. 4. 1 至54. 3. 31 (7年)
	27	田川郡 添田町	ふくだ みつる 福田 満 (明37.11.15生)	添田中地区公民館	館長	自40. 5. 至現在 (14年)

表 彰 の 内 容	
業 績	理 由
1. 同和教育の推進に努力 2. 御館町公民館の改築に貢献	全市的な社会同和教育及び子供会の健全育成と非行化防止に積極的に関わり、社会教育の推進者として貢献している。
1. 公民館運営に尽力 2. 青少年教育の推進 3. 社会体育の振興	立岩公民館創設以来25年間、公民館振興のために献身的に努力された功績は多大である。また地区の福祉活動の推進者として積極的に寄与している。
1. 婦人学級の開設 2. 公民館建設に尽力	館長就任以来5年間、地域における住民活動の推進に力を入れ、その実践力は高く評価されている。
1. 同和教育の推進に尽力 2. 青少年の健全育成に貢献	明るい人格と卓越した指導力により、地域の社会教育活動の中核として貢献。
1. 町内公民館建設に貢献 2. 地域スポーツの振興に努力	地域のスポーツ事業を積極的に推進し、区民の融和と連帯の高揚に尽力。
1. 子供会及び子供会育成会の組織化 2. サークル活動の推進 3. 社会教育の振興に尽力	青少年の健全育成に努めるとともに、運営審議会委員として、地区公民館整備規程の作成に参画し、地区公民館整備のため貢献した。
1. 地区公民館の組織づくりに尽力 2. 公民館活動の推進力として貢献	地区公民館長会会長として地区公民館の振興・発展に寄与するとともに、中央公民館の運営審議会委員として公民館施設・設備の充実に貢献。

昭和 5 4 年 度 優

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
公立 公民館	1	福岡市	香椎公民館	福岡市東区 大字浜男 68 2-2	中尾 莊兵衛	m ² 495	m ² 278
	2		能古公民館	福岡市西区能古 7 19	北野 一	511	270
	3		平尾公民館	福岡市中央区 平尾 3 丁目 29-23	正木 順二郎	445	346
	4	嘉穂郡 穂波町	穂波町公民館	嘉穂郡 穂波町秋松 4 08	山口 直助	2,428	1,795
自治(町内) 公民館	5	久留米市	大善寺校区 公民館	久留米市 大善寺町宮本 1463	尾形 清	333	264
	6	田川市	下伊田西公民館	田川市東区 下伊田長浦	沖島 茂夫	488	168

良 公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
独 立 モ ル タ ル 瓦 葺	S 43. 4	移動黒板 映写機 放送用具	市の副都心ともいえる地域状況の中で、各々対象別学級・講座を開設し、またスポーツ活動、子ども会の育成等多彩な事業を行ない住民の参加を図っている。
木 造 平 屋	S 37.11	複写機 移動黒板 放送用具一式 調理用具	湾内離島を館区に持つ公民館として、活動の重点目標を広報活動の充実、学級講座の内容、充実、関係団体と有機的連携を保つことと定め、積極的に事業の推進に努めている。
木 造 2 階	S 36. 8	複写機 スライド映写機 卓球台、スクリーン	52年度に地域実態調査を実施し、その結果をもとに事業計画の策定を行ない、実現化に努めている。その成果は52年以前より公民館利用者が増加していることに表われている。
鉄 筋 コンクリート	S 53. 8	全館放送設備一式 視聴覚室 広報用自動車 16%映写機	町の社会教育は一環して青少年教育を主軸とし各事業の展開が行われ、特にジュニアリーダーの養成は37年以来継続し、すでに指導者として後継者の育成にあたっており、大なる成果を収めている。
鉄筋ブロック 平 屋 建	S 38.11	大・小ホール 調理室 16%映写機 剣道用具	昔からの伝統文化を中心とした事業を校区の柱として、住民のコミュニティづくりを積極的に推進し、市の町づくりの中心的役割を担っている。
鉄 骨 2 階 建	S 53. 3	図書室 会議室 放送設備一式 和 室	地域全体が公民館を中心に自治会活動としての組織が整備され、運営状況も他館の模範となっている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治 （町 内） 公 民 館	7	北九州市	のぶ 野面公民館	北九州市八幡西区 大字野面2319	蟹川 文夫	m ² 317	m ² 296
	8		ひしゃくだ 柄杓田 校区公民館	北九州市門司区 柄杓田1407	岩崎 七之助	320	282
	9	大野城市	山田公民館	大野城市山田 388の4	河波 芳元	996	500
	10	筑後市	久富コミュニティ センター	筑後市大字久富 1635-16	中尾 隆典	1,018	288
	11	筑紫野市	古賀公民館	筑紫野市大字古賀 字江永浦675の1	佐伯 謙次	690	201
	12	大牟田市	本町南公民館	大牟田市本町 6丁目226の1	北 義守	191	110
	13	八女市	鵜池町内公民館	八女市大字鵜池 115の3	馬場 弘美	1,289	215

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
鉄 筋 コンクリート 2 階	S 52. 4	調理設備 大型黒板 ストーブ	52年の新築改造を契機に、施設の充実とともに、地域内の親睦を図るため、種々の講座を企画し、実施している。また、自主的サークルの育成に努めている。
鉄 骨 平 屋 建	S 40. 1	大ホール 和 室 事 務 室	青少年、婦人を対象とした文化・体育等の活動が年間を通して継続的に実施され、地域住民に定着し、活動の成果もあがっている。
鉄 筋 コンクリート 2 階	S 52. 3	和 室 調理実習室 ホ ール 空調設備	都市化と環境の変化が激しい地域性の中にあって、とくに青少年の健全育成、老人のための事業、環境の浄化についての活動が顕著に行われている。
木 造 平 屋 建	S 50. 3	大広間 会議室 調理室	市モデル公民館指定事業を2年間、市モデル子ども会指定事業を2か年行ない、まさに地区のみならず市のコミュニティづくりに大きな功績を収めている。
木 造 瓦 葺 平 屋 建	S 49. 4	映写機 ステレオ 調理台 黒 板	特に子ども会の活動が充実しており、その中でレクリエーションや勤労奉仕活動が自発的に行われ、老人会との交流が活発に実施されている。これはユニークな活動といえる。
木 造 平 屋 建	S 51. 9	調理室 体育用具 大会議室	51年、町内の拠出金のみで新築し、施設の整備に努めるとともに、活動内容も多種多様に展開し、町内住民の連帯感を深め、住みよい街づくりを行なっている。
木 造 瓦 葺	S 52.12	大会議室 和 室 調理室	52年モデル町内公民館の指定を受け、公民館活動も幅広く行ない、環境浄化運動をはじめ防犯運動を実施。さらに地域住民の親睦をはかるための体育行事を活発に行なっている。

種別	番号	市 郡 名	公民館名	所 在 地	館 長 名	施 設	
						敷地面積	建物延面積
自治 （町） 内） 公 民 館	14	飯 塚 市	潤野下区公民館	飯塚市大字潤野 100 1の12	村 川 英 夫	m ² 635	m ² 213
	15	大 川 市	大川校区 中原公民館	大川市大字酒見44	近藤 喜左衛門	651	170
	16	柳 川 市	京手団地公民館	柳川市大字東蒲池 京手団地	佐 藤 喬次郎	303	106
	17	宗 像 郡 宗 像 町	城南ヶ丘公民館	宗像郡宗像町 大字武丸	藤 松 光 男	400	120
	18	遠 賀 郡 遠 賀 町	広 渡 公 民 館	遠賀郡遠賀町広渡 1番地	原 田 統之介	495	395
	19	田 川 郡 金 田 町	人 見 公 民 館	田川郡金田町人見	山 田 末 雄	600	220
	20	八 女 郡 星 野 村	星野村第二区 公民館分館	八女郡星野村	原 口 正 一	163	106

状 況		設 備 の 状 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平 屋 建	S 53. 3	大・小会議室 料理講習室 放送設備 運動用具	公民館建設以来組織的活動がなされ、近年特にうすれゆく連帯感をとりもどすため積極的に事業を推進し、特にサークル活動を重視し、豊かな郷土作りにとりくんでいる。
木 造 瓦 葺	S 32. 7	調理設備一式 演台、応接台 テーブル、黒板 テレビ	「区民の和合」と「環境衛生」を重点目標に青少年の健全育成に努めるとともに、老人のつどいを実施するなど、常に区民の融和と連帯を深める活動を行っている。
木造瓦葺 平 屋 建	S 54. 3	和 室 料理室 会議室	53年公民館が完成し、各種学習会及び活動が行われ新しい町づくりに住民が一体となって取り組んでいる。
木 造 平 屋 建	S 44.11	ホール 大・小和室 調理室	団地特有の「知らない・ふれない・語らない」の三ない追放運動を公民館活動の主軸として区民一致、交流を深めながら第二の故郷づくりを推進している。
鉄 筋 コンクリート 平 屋 建	S 50. 5	集会学習室 調理実習室 保育室	運営組織を中心として各部活動及び学習会を展開し、積極的にコミュニティづくりに取り組んでいる。
鉄 骨 木 造 平 屋 建	S 50. 4	集会場、会議室 図書室、調理室	公民館組織運営が民主的に行われ、地元住民が諸行事に参加できる企画並びに活動を行っている。
木 造 平 屋 建	S 24. 4	調理用具一式 ストーブ	51年より村のモデル公民館の指定を受け、「区民の健康と明るい地域づくり」をテーマに活発な活動を行っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治(町内)公民館	21	八女郡 広川町	藤田公民館	八女郡広川町 大字藤田	古賀正	m ²	m ²
						165	215

状 況		設 備 の 概 況	表 彰 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
鉄 筋 平 屋 建	S 5 2 . 1	集会室 会議室 調理室	新旧半ばする住民構成の中にあって、住民の自主的活動を助長育成し、区民の親睦を図るためのスポーツ活動も盛んである。

大 会 役 員 一 覧

役員名	所属・職名	氏 名	役員名	所属・職名	氏 名
名 誉 会 長	福岡県教育委員会 教育長	浦 山 太 郎	大会準備・実行 委員会委員	八女市中央公民館長	柊 賢 三
大 会 会 長	福岡県公民館 連合会会長	鎌 水 速 太	”	久留米市中央公民館 事業係長	弥 永 政 男
大会副会長	” 副会長	坂 田 亀次郎	”	大牟田市 中央公民館主事	加 治 屋 陸
”	” 副会長	中 尾 莊兵衛	”	甘木市教育委員会 社会教育課長	大 倉 昭 雄
大会準備委員 大会委員	大川市川口公民館長	龍 達太郎	”	小郡市教育委員会 社会教育課長	藤 田 静 生
大会準備委員会 副委員長	城島町公民館長	鐘ヶ江 勝 敏	”	福岡県教育庁三潯出 張所 社会教育係長	永 松 輝 昭
大会準備・実行 委員会委員	大川市教育委員会 社会教育課長	馬 洵 満	”	大刀洗町教育委員会 社会教育課長	高 松 真 吾
”	” ” 課長補佐	吉 田 啓 二	”	吉井町公民館長	中 川 彦 次
”	” ” 庶務係長	中 津 勝	”	三輪町公民館長	入 江 義 人
”	大川市大川公民館長	酒 見 国 雄	”	広川町中央公民館長	中 村 寿太郎
”	大川市三又公民館長	広 松 基一郎	”	高田町公民館長	野 田 生 一
”	大川市木室公民館長	柿 添 已三男	”	大川市教育委員会 社会教育課企画主査	海 田 正 博
”	大川市田口公民館長	田 島 誠 次	”	” ”	山 浦 義 高
”	大川市 大野島公民館長	中 村 光 夫	”	” 社会教育指導員	緒 方 治 男
”	柳川市教育委員会 社会教育課長	山 田 守 男	”	” ”	有 村 辰 也
”	筑後市中央公民館長	近 藤 重 喜	”	大川市 大川公民館主事	立 花 進

役員名	所属・職名	氏名	役員名	所属・職名	氏名
大会準備・実行委員会委員	大川市 三又公民館主事	島崎 由喜哉	大会準備・実行委員会委員	三漕町教育委員会 派遣社会教育主事	古賀 雉里
〃	〃 木室公民館主事	中村 清美	〃	城島町教育委員会 社会教育係長	後藤 尊
〃	〃 田口公民館主事	古森 信博	事務局	事務局 長	高木 康生
〃	〃 川口公民館主事	龍 和治	〃	事務局 参事	藤井 和
〃	〃 大野島公民館主事	田中 実穂	〃	〃	末武 良三
〃	柳川市教育委員会 社会教育主事	新谷 信祐	〃	〃	小川 浩一郎
〃	大木町教育委員会 社会教育係長	岡崎 辰雄	〃	〃	小野 敏弘
〃	三漕町教育委員会 社会教育係長	近藤 博昭	〃	事務局 職員	細野 三津子

— MEMO —

分科会事例発表要旨

第 1 分科会 行 財 政

- 討議の視点 1. 公民館の管理運営上の諸問題とその対策
2. 公民館施設の整備充実と職員体制の確立

助言者	福岡教育大学助教授	三 浦	清 一	郎
司会者	大野城市中央公民館長	岡 崎	隆 三	
	稲築町教育委員会社会教育指導主事	久 家	貞 美	
記録者	県教育庁八女出張所社会教育係長	中 島	良	
	筑後市教育委員会社会教育主事	津 留	忠 義	
会場責任者	柳川市教育委員会社会教育課長補佐	佐 々 木	進	

中間市における公民館行財政の現状と課題

中間市中央公民館長 岩 崎 曠 喜

1. 中間市の概況

中間市は政令都市北九州市の西部に隣接した東西7Km、南北4.5Km、面積15.76Km²で、昭和33年11月、県下20番目の市（北九州合併前）

として市制施行した。

昭和39年に全山閉坑、一時人口激減したが、ベッドタウンとして増加して来た。

産 業 別	事 業 所 数	従 業 者 数	従 業 者 割 合
総 数	1,137 ヶ所	6,384 人	100 %
農 林 水 産 業	1	1	0
鉱 業	0	0	0
建 設 業	77	1,119	17.5
製 造 業	49	1,793	28.1
卸 売 小 売 業	690	1,991	31.2
金 融 保 険 業	22	217	3.4
不 動 産 業	6	21	0.3
運 輸 通 信 業	11	236	2.7
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	3	38	0.6
サ ー ビ ス 業	278	968	15.2

性別 \ 年	3 3	4 4	4 5	5 0	5 4
男	22,848人	16,191人	17,395人	21,015人	23,580人
女	22,346	17,593	18,899	22,445	25,085
計	45,194	33,784	36,294	43,460	48,665

2. 本市公民館の変遷

昭和23年5月にそれまで修道館として使用していた施設を公立公民館として転用したが、本格的な施設は昨年5月である。

(1) S. 23・5～S. 45・3

修道館を転用 約100㎡

(2) S. 45・4～S. 50・7

小学校の遊休施設を改造転用約330㎡

(3) S. 50・8～S. 53・4

私立保育園の一部を借用 179㎡

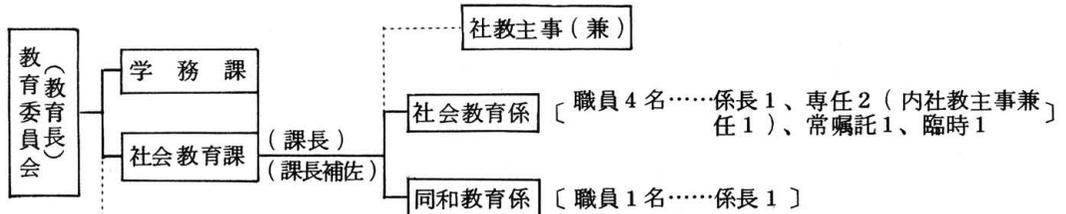
(4) S. 54・5～現在

専用施設としてコミュニティセンター内に新築 1,981㎡

3. 本市社会教育関係施設

施設名	開設年月	面積	備考
中央公民館	S. 53・5	建坪 1,981㎡	コミュニティセンター内3階
体育文化センター	S. 53・11	" 3,705	" 収容人員 1,892人
勤労青少年ホーム	S. 54・4	" 667	"
婦人の家	S. 39・9	150	婦人団体寄贈
同和地区集会所	S. 47・4～S. 53・3	" 77～34	木造1、プレハブ5、計6
武道場	S. 47・5	" 281	有志寄贈
弓道場	S. 54・5	" 151	
市営野球場	S. 53・7	敷地 12,217	夜間照明付
テニスコート	S. 53・1	" 1,267	2面
市民グラウンド	S. 50・8～S. 54・3	" 50,095	遠賀川敷 4ヶ所

4. 本市社会教育行政機構と職員体制



- コミュニティ・センター
- 中央公民館
 - 体育文化センター
 - 勤労青少年ホーム

館長	副館長	専任職員	非常勤	嘱託	臨時	業務分担区分	委管理託人
(課長級)	(補佐級)	(係長級1)	(社教指導員)			全市を対象区域とする社会教育事業(社会体育を含む)を実施。(全職員にて成人・婦人・高令者・少年教育並びに同和・視聴覚・図書活動・庶務を分担。)	1
	(1)所長	1	2	3		上記の内、社会体育部門を担当。	1
			1	1		上記の内、青少年教育を担当。	

※ 婦人の家、武道館、市営野球場に委託管理人を各1名配置。

5. 本市社会教育関係財政

費 目	予 算 額	(A)との対比	(B)との対比	(C)との対比
市 費 (A)	10,314,730 千円	100 %	%	%
教 育 費 (B)	2,006,913	19.45	100	
社会教育費 (C)	118,190	1.14	5.88	100
公 民 館 費	51,943	0.5	2.58	43.94
保 健 体 育 費	48,002	0.46	2.39	40.61

◎ 公民館費内訳

人 件 費	23,850 千円	旅 費	635 千円
事 業 費	3,499	保 守 管 理 費	16,754
事 務 費	528	負 担 金 補 助 金	6,177
備 品 費	500		

6. 公民館関係事業と予算（S.53年度）

(1) 主要事業（単位：千円）

成人式（404）、美術展（101）、同和講演会（100）、公民館報（年3回、450）

(2) 学級講座の開設

国・県等補助事業

婦人学級（2学級、200）、家庭教育学級（2学級、200）、高齢者学級（1学級、100）、成人大学講座（1コース、200）、老人大学講座（1,500）、生活学校（1校補助27、市費10）

市費事業

青年学級（3コース、264）、老人大学（各校区年3回、150）、母子大学（年3回、45）、講座（13コース、538）、スポーツ教室（11コース、202）、他自主学級（5学級、50）

(3) 指導事業によるリーダー育成

町内公民館役員、子供会リーダー、婦人団体リーダー、同和教育リーダー等各種関係団体に対する研修会。

(4) 団体・グループ活動等の指導育成

町内公民館連絡協議会、子供会育成連絡協議会、視聴覚教育協会、体育協会、花いっぱいにする会、社会同和教育研究会等の事務局担当の中で指導育成。

婦人会及自主学級、老人クラブ連合会等の指導育成、子供読書会の結成と育成、各種グループ、サークルの組織化と活動の育成。

7. 本市に於ける公民館の今後の課題

- (1) 社会教育課長と公民館長の専任化
（行政と教育現場の分離と並列化）
- (2) 職員体制の確立
（身分保障と教育専門職化）
- (3) 校区公民館建設の促進
（一館方式の打破と住民との密着化）
- (4) 施設備品の整備拡充
（図書及び教具教材の整備充実）

第2分科会 青少年教育

討議の視点 1. 青少年のための効果的な事業の企画とその展開

2. 青少年の地域活動の組織化

助言者	県立少年自然の家「玄海の家」所長	徳田倫甫
司会者	行橋市教育委員会社会教育課長	山中 募
	大和町教育委員会派遣社会教育主事	松本直義
記録者	県教育庁山門出張所社会教育係長	高口栄喜
	久留米市中央公民館事業係長	弥永政男
会場責任者	高田町公民館長	野田生一

魅力ある青年講座の創造をめざして

福岡市立東市民センター社会教育主事補 佐藤靖典

現在の都市社会教育の中で「おちこぼれ（おちこぼし）層」が二つある。一つは、成人男子層であり、もう一つは、我々の研究対象である青年層である。

現代社会の物質的豊かさの中にドブプリとつかり切っているこの「都市青年層」をどう社会教育の中にとり込んでいくか、また、それを社会の中にどうつないでいくかということが、我々福岡市立東市民センター青年ボランティア育成研究グループ結成の理由である。

そこで、研究1年目としては、とにかく青年を集めなければならない、どうしたら青年を集めることができるかという「青年にとって魅力ある講座とは」の問題が浮かびあがってきた。

この「魅力ある青年講座」の創造をめざして、スタッフは、まず青年がどんな講座に良く集まっているかを調査するため、県下の広域青年大学をはじめ、青年の家、青年センターといった青年を対象とする専門の施設をフィールドワークすることから始めた。

調査先は、次のとおりである。

福岡市立青年センター	広域青年大学	宗像町
福岡市立油山青年の家		八女市
福岡市青少年教育課		甘木市
福岡県教育委員会青少年教育係		

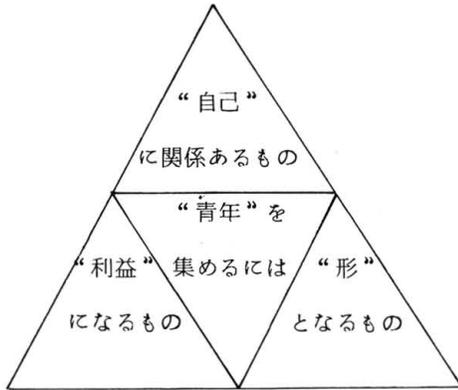
一方、青年に関する意識調査等いろんな出版物の中にも「現代の青年像」を求めていった。

その結果

1. 実利的なものには人が集まるが、一般教養型には集まらない。
2. 仕事や社会に対する意義よりも、趣味や教養という個人的次元がはるかに大きく意識されている。

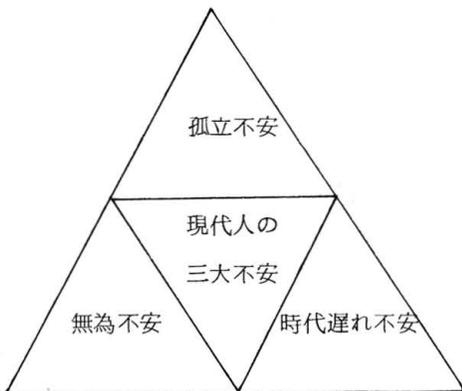
つまり、やったことが「かたち」になってあられ、しかも自分の役にたち、自己に関係のある講座にしか青年は集まらないということである。

この、現代都市青年の社会教育への参加実態を目の前にする一方、多くの調査の中からは、現代社会の中で、無目標状態にある青年が、意識の中では「新しい価値観の創造」つまり、「人間的欲



求（生きがいの欲求）を軸とした価値体系の追求」をめぐしていることも浮びあがった。

このことは、現代人が陥りやすい三大不安からも証明できる。



物質的に豊かになり、高度に文明を発展させた結果、社会を離れては生きられなくなった人間としては、孤立感・孤独感に陥り、周囲と心のつながりを失うことは、死と対決するのと同じだからである。

この様な不安、むなしさは、現代青年の無気力さと相通じるものを見ることができる。

これらのデータを分析したうえで「正面から青年の生き方」を追求するテーマをかかげ、あえて挑戦状を青年につきつける青年講座の開設に踏み切ったのである。その挑戦状とは、

1. 生活技術講座にしない。
2. エサでつるような講座にしない。

3. 生きがい論と正面から取りくむ。

という三本柱である。

この三本柱を通じて、我々がめざしたものは、青年の価値観を変えるような講座の創造であった。「豊かさ」からの挑戦！ — 青年は未来を切り開きうるか — というテーマは、このような背景の中から生まれてきたのである。

1. 安易に青年に仰合しない。
2. スタッフも青年の一員として、共同体験を大切にす。

をモットーとして23回終了した現在、「意識ある青年」を社会教育者は切り捨てていたのではないかという素朴な疑問がある。

30名余の参加者・スタッフの多くがこの青年講座と真剣に取り組んでいくなかで、自己変革をおこしていく姿を見てきた者には、その感を強くする。

これらをふまえ、もっと多角的に青年にアプローチし、青年を社会の中で孤立化させない様、社会と青年をつないでいくパイプを見つけていく青年講座の創造をつづけていきたいと考えている。

「豊かさ」からの挑戦
 ー青年は、未来を切り開きうるかー プログラム

	テ ー マ	学 習 テ ー マ
9 / 5 (火)	私とは？ <ul style="list-style-type: none"> • 自分を知り • 他人を知り • 自分と他人の関係を知る 	仲間とふれあおう 開講式
1 2 (火)		仲間と語りあおう
1 9 (火)		自分を語ろう
22(金)~24(日)		仲間と私の関係を知ろう
2 6 (火)		“現代社会の豊かさ”をどう追求していくか
1 0 / 3 (火)		これから歩む道
1 7 (火)		家畜化からの脱出
2 4 (火)	現代社会の豊かさとは？ <ul style="list-style-type: none"> • 現代社会と私の生活の関係を 知る 	“現代社会の豊かさ”を科学的に学ぶ
3 1 (火)		“豊かさ”の変遷・歴史 ー日本人の価値観の変遷ー
1 1 / 7 (火)		“豊かさ”の中の私
1 4 (火)		豊かさを演出し売る経営戦略
2 8 (火)		生きかたとしてのロマン
1 2 / 5 (火)		私にとって“豊かさ”とは
16(土)~17(日)		“無”の世界の豊かさとは
1 9 (火)		キャンドルの灯にこの1年をてらしだして
54.1/6(土)~7(日)	流れ去る時を止めて	
9 (火)	新しい年に新しい心	79年私のテーマ I
2 3 (火)	青年は未来を切り開きうるか <ul style="list-style-type: none"> • 本当の豊かさ、人間らしさを 求めて 	” II
3 0 (火)		” III
2 / 6 (火)		対馬で何を学ぶか
10(土)~12(月)		豊かさを支える人たち
2 0 (火)		歩いてみたいこの道を I
2 5 (日)		” II
2 7 (火)		今、私の道を

学 習 内 容	講 師 ・ 指 導
GWT1 自己紹介 開講式	東市民センター職員
GWT2 価値の序列・フィードバック	〃
GWT3 Life Line・心の四つの窓	人間開発研究所長 坂 野 公 信
GWT4 (合宿) 価値の明確化・コンセンサス・対人間コミュニケーション	東市民センター職員
“豊かさ”という言葉进行分析して、10/17以後の学習テーマを考える — G 討 議 —	〃
現代社会の豊かさにどうアプローチしていくか、9/26 のG討議を整理分類し、具体的テーマの設定をする。 — G 討 議 —	〃
マスコミ、コマーシャルに“飼いなされた”“流される”人間ではなく強烈に“己”を主張し、生きている講師の生き方に学ぶ。	音成レクリエーション教育 研究所所長 音成彦始郎
数量的に現代社会の豊かさを勉強し、現代社会の豊かさの実像と虚像を学ぶ。	九州大学教授 深 町 郁 弥
社会的に戦後から現代までの社会の動きをふりかえりながら“豊かさ”価値観の変遷を学ぶ。	福岡教育大学助教授 三 浦 清 一 郎
我々が現在享受している“現代社会の豊かさ”の光と影の部分と比較しながら“豊かさとは？”に迫る — G 討 議 —	東市民センター職員
“Life Quantity”から“Life Quality”へ、豊かさを演出し、売の立場から現代社会をさぐる。	博報堂九州支社マーケティ ング部長 平 岡 豊
自己の夢・限界・信念に生きる人の姿の中に現代人が忘れつつある“冒険野性味・素朴さ”といったロマンに学ぶ。	日本考古学会員 柳 田 純 孝
“豊かさ”を“私”のレベルでとらえて、自分自身の豊かな生活づくりを考える。 — G 討 議 —	東市民センター職員
物質主義におぼれることなく、精神的に豊かに生きる人の姿に学び、あらためて“豊かさとは？”を考える。 — 参 禅 —	聖福寺住職 山 岸 老 師
クリスマスのつどい、一年間の反省	東市民センター職員
三郡縦走オーバーナイトハイキング	〃
79年の各自の目標、やってみたいことなどを文章にする。	〃
小グループに分かれて、Gディスカッションしながら“79年私のテーマ”の具体化をおこなう。 — G 討 議 —	〃
“私の人生は～だったが、～だった”をテーマにして、各自の79年の目標を明確化する。	〃
B・S、花火式KJ法をつかって、対馬に何のために、また何をしに行くのかをまとめる	自 主 学 習
私たちの豊かさを支えるものは何か、対馬豊玉町の青年と起居をともしふるさとに生きる青年の生き方に学ぶ。	豊玉町町長 長 郷 哲 夫
この1年、青年講座で各自が学んだものをラベル化し、花火式KJ法によってまとめる。	東市民センター職員
〃	自 主 学 習
この1年、青年講座で学んだものを3グループにわかれて発表し、閉講式をおこなう。	参 加 者 全 員

星野村青年団の活動について

八女郡星野村中央公民館主事 野 中 大 寿

1. 星野村の紹介

星野村は耳納山系東部の小盆地で星野川を中心に東西約20Km、南北約4Km、総面積81.59Km²東西に細長い地域で、東は大分県、北は浮羽郡に西は上陽町、南は黒木町・矢部村に接している農山村である。

星野川の沿岸にそい谷間・谷間を縫って耕地がひらけ、地勢は概ね急傾斜地で雨量が多く、総面積の81%が山林で占められている。

従って、産業も木材・緑茶を主体とした農林業である。

古くから九州の熊野或は吉野といわれてきた程山紫水明の地で、第36代孝徳帝の代(653年)班田制が布かれた時に、筑後の国生葉郡星野郷と称されて以来今日まで一貫して星野を称してきた。

村の東北部の高原一帯から石器・矢じりなどが出土することからみても、古代からの人類生活の場であったと思われる。

承元二年(1208年)より天正の末まで約370年間、星野氏が守護職として村を治めてきた。その間、南朝方として大敵を相手に尽力し、征西の宮を援助しつつしてきた。また、秀吉の九州平定の時には島津方の鬪将として奮戦したが利あらずして滅亡離散した。僻地の一守護職がよく威力を示し得たことは、**その財力と地域民の協力**の結果と思われる。

樋口氏が星野の初代庄屋として着任し、離散した人々を集収して繁栄の基を定めた。庄屋職が高木氏となり、久留米藩に属してからは、金の産出地であり、杉の美林の地として大事にされてきた。

村の現状(S.54.3.31現在)

人口 5,000人 世帯数 1,306世帯
1世帯当 3.83人

2. 星野村青年団の現状

星野村青年団の現状を昭和53・54年度の資料から抜すい。

○団員数 S.53年度 93人
(男子68、女子25)

S.54年度 111人
(男子79、女子32)

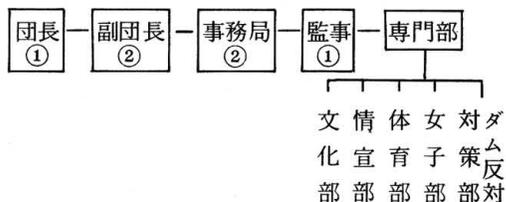
参加率 在村青年の約90%以上(女子の参加が少ないのがなやみである)。

○年齢構成(S.54年度)

区分	才	18	19	20	21	22	23	24	25	計
男子		8	17	13	13	17	8	2	1	79
女子		6	5	7	7	7	-	-	-	32
計		14	22	20	20	24	8	2	1	111

○組織表

[本部]



[分団]

(役員…分団長・副分団長・専門部部长)

第1分団	小野校区
第2分団	椋谷校区
第3分団	星野校区
第4分団	仁田原校区

○事業(活動)内容

基本テーマ……青年期に行動を!

スローガン

- 積極的な参加と責任ある行動で団活動を充実させよう!

- 明るく住みよい村づくりに努めよう。
- 真名子ダム建設反対運動を強化しよう。

○昭和54年度事業計画

月	区別	本 団	八 女 郡	星 野 村
4		総 会		
6		臨時総会・奉仕作業		
7		主張大会	青年問題研究大会	村民球技大会
8		盆 踊 り		
9		球技大会・青年の家研修	郡女子研修	
10				村民大運動会
11		第2回芸能祭		
1			駅伝大会	ビレジャーズ・マラソン大会
2				村民駅伝大会
3			総 会	

○専門部方針

① ダム反対対策部

現在のダム反対運動を考えると、そこには、団員、住民のダムに対する認識不足、関心のなさがうかがえる。今年は、ダム問題に対する学習、住民ピーアール等を行い、このふるさと星野村の美しい自然を守るため、団員、村民共に一丸となった反対運動をすすめる。

② 文化 部

“考え、学び、行動を！”

文化部は、私達の身近な問題を捨て上げ、考え学びとり、学習する事によって、互いの交流を計り、友情を深めていきたい。

③ 女 子 部

私達女子部は、自分の意見をいえるような、そして心広き女性になる為の学習をしていきたい。

④ 体 育 部

“太陽の下での泥ん子青年”

ア. 青年団活動を通じての一番重要な団員の理解と親睦を、スポーツ、レクリエーションを通じて深めよう！

イ. 村内行事を通じて、スポーツによる村民と

のふれ合いを高め、大いにスポーツを取り入れて行こう！

ウ. スポーツをただ単に楽しむだけでなく、基本であるルールを学習しよう！

⑤ 情 宣 部

ア. 青年団活動をより充実させるためにも、機関誌を中心とした活動を行い、また、より多くの人に青年活動を理解してもらうためにも村民向けの機関紙を発行したい。

イ. その他8ミリ等の利用

(8ミリ講習会への参加等・学習の場)

○昭和53年度分団活動の報告から

月	日	行 事	内 容 及 び 反 省
3	17	団 員 勧 誘	入団対象者6名をよんで定例会の様子をみてもらった。新入団者に生の定例会を見てもらい、意見交換なども行なった。
3	26	歓 送 迎 会	退団者5名、入団者3名、今年の4分団は女子が2名になるということで、女の子にとってチョットさみしい感じがする。しかし、先輩達お疲れさまでした。
6		黒木町との交歓会 (星野村で)	バレーボールと討論会、皆んな名前を覚えるのに必死でした。
6	25	池 の 山 清 掃	みんな汗たらし頑張った。午後ボーリング大会、アクションスターあられ思わず興奮!
9	15	敬 老 の 日	3分団内8つの公民館で祝っておられる敬老会に参加させてもらい小謡をあげ、贈り物(今年は名前入り日本タオル)を贈って、いっしょになって酒をのんで祝っています。 老人と話す機会の少ない今日、この様な場を大切にしたいと思います。終って、ボーリングに行きましたが、帰りに交通事故発生、よく聞くとその車は我ら団員の車だったのです。みなさん車には気をつけましょう。
12	3	ス ケ ッ チ 模型飛行機作り	日ごろやらない事をやろうということで、画用紙、えの具を持ち池の山へ、ピカソの絵にも負けないようなりっぱな絵ばかりでできました。午後から模型飛行機作り、8人で作り7機完成。この日は引力が強いせいか、地面へ向けて飛ぶわ飛ぶわ、青年から手作りの飛行機をもらった小学生は、何も知らず喜んでいました。 皆さん、たまーには地位も名誉もすてて童心にもどりましょう。
12	24	ク リ ス マ ス	子供会のXマスに参加した。(6名) 小学生のお友達といっしょにゲームやお茶会をして楽しんだ。あの頃を思い出した1日。
1	13	ふるさと運動 池 の 山 荘	ふるさと運動、県役員さんとの懇談会。九大の中村教授が話された事 <ul style="list-style-type: none"> • 地元の事を知らないで遠方の事ばかり知る若者が増えてきている。 • 年寄は若者との話し合いを求めている。 • 年寄の今までの実績を聞きだすのは今の若者だ。 • 老人の中に青年から入っていこう。 という事でした。

3. 終 り に

○青少年のための効果的な事業の企画とその展開。

○青少年の地域活動の組織化

の視点で事例発表の依頼をうけ、星野村青年団活動の一端をありのままの姿で提示してみた。事業の企画展開・組織化について今いえることは、

①青年団の伝統と、②地域の特性、更に、③自主性に基づく楽しめる事業計画と展開だと思う。

このことをよりよく推進するものは、①団員相互の信頼と努力、更に、②地域住民の理解と協力援助、③団員としての自覚に立つ行動であるのではないだろうか。

青年たちの活動の実際をみ、また事業展開についての相談にのり、奉仕的な面の協力を依頼したりしているのが現状である。

第3分科会 高齢者教育

- 討議の視点 1. 高齢者の学習機会の充実と振興策
2. 高齢者の生がいを促進する公民館活動

助言者	久留米大学教授	徳 永	至
司会者	県教育庁粕屋出張所社会教育係長 甘木市教育委員会社会教育課長	中 野 清 大 倉 昭	秀 雄
記録者	県教育庁浮羽出張所社会教育係長 小郡市中央公民館主事	熊 懐 横 山 妙	武 子
会場責任者	大川市大川公民館長	酒 見 国	雄

高齢者の学習機会の充実とその振興策 (「三川地区ことぶき大学」をふり返って)

大牟田市三川地区公民館長 久保田 金 吾

1. 開設に至る動機

昭和52年第1回の高齢者教室として「三川地区ことぶき大学」が開設されたのは、本市が県の委託事業として、昭和48年度より開設運営している「老人大学講座」が5年目を迎えた年であり、すでに過去4年間の実績が関係者から相当に高い評価を得て、漸く本市においても高齢者教育に対する取組みを積極的になすべきであるという認識と理解が高まってきていた時点であった。また一方、地域で結成されている管内老人クラブ校区連協(4校区、36単位クラブ)からも、県の委託事業のいわゆる「老人大学」に準じた学習の場を地区毎に開設して、これまで多くの学習意欲の高い高齢者が「老人大学」の定員制によって、はみ出している現状を早急に解消してほしいという強い要望が出されていたことが、直接の動機となった。

2. 学習の内容編成の基本事項

高齢者が近代社会に適應する能力を身につけ、

仲間をつくり、お互いの健康を高め、自分を取りまく地域社会の発展のために経験を生かし「生きがいある」明日を創りだすことを基本テーマとして取組み、昭和53年度の実施状況をみると別表の通りのものとなった。

具体的には、教養コースでは、

- ① 健康の問題
- ② 若い世代の理解
- ③ 社会変化の理解と奉仕活動

といった面に重点をおき、更に、仲間づくり連帯性を求めて、レクリエーション、見学旅行などを課外として取上げ、学習に変化と幅を持たせる工夫をした。

選択コースでは、自らの能力で創りだすよろこび、趣味の充実を期待して、

- ① 園芸コース
- ② 陶芸コース
- ③ 手芸コース

の3コースを設け、参加者の要望にも応じた。

3. 評価と問題点

僅か2回の開設で直ちにその結果が現われるほど教育作用の効果は速効性であるとは考えられないが、自主的運営の方法の検討と実践のなかから社会連帯感、人間関係が広く深まり、「ことぶき大学同窓会」が結成され、規約に基づく民主的運営は勿論のこと、会員は社会奉仕活動に、公民館のボランティアとして、それぞれの特性を生かし個人的に活躍している高齢者も多く、また集団で地域社会のため積極的に貢献されている現況は高く評価し、高齢者教育機能を満たしていると自負しているところである。

また反面では、反省すべき問題点も多い。動機について述べたように、本市においては昭和48年から県の委託事業「老人大学講座」、続いて「老人大学院講座」が開設されていたこと、高齢者の意向、関係者の要望なども相まって、「三川地区ことぶき大学」を開設するに当っては「老人大学」の運営を準用する結果となってしまう。このことが、受講生の数の比2.4：1（120人：50人）に対し、経費配分比が15：1（150万：10万）という甚だしい格差の存在に当って満足する対応策が見当たらない状況に陥った。

即ち、

- ① 選択コースの謝金の参加者負担
- ② 開設時間の制約からくる作品制作と開催回数の調整難
- ③ 会場の確保と設営の不便

などがある。主催者側にとって、受講生から「老人大学」のよき条件、恵まれた環境との比較のなかから出される要望は率直に受け止めてみても現実のハンディを克服するにはあまりにも条件がきびしくむなしさが残る。

4. 高齢者教育の拡充発展について

高齢者教育を阻害している要因は複雑で、決して唯一単純なものではないが、現実「高齢者教室」を開設してみて、直ちに比較的容易に解消さ

れる要件から始めるとすれば、社会教育行政施策のうちから

- ① 「教室」、「大学」、「大学院」の運営経費の著しい格差をなくすこと。

目的別、内容別に特性を生かした学級編成を意図し、経費からくる格差、差別意識、エリート意識の芽生えのおそれある状態はすべて除去する必要がある。

- ② 社会教育計画と高齢者教育の体系化

北九州市の高齢者教育にみられるように、3本立の段階別にそれぞれの目標と規準を設けて高齢者教育の機能を十分に果たし得るだけの方策が推進されることが必要となる。

高齢者人口の急激な増加、生涯教育の理念の出現などに対応して今後高齢者教育を恒久的に発展継続させてゆくためには、現実の問題を直視し、試行錯誤をくり返しながら根気強い努力が求められている。

53年度 実施状況

- (1) 次の要領により会員募集を行う。

期間	定員	対象者	会場	募集期間・方法
6月 ～ 11月	50名	65才以上 男女を 問わず	三川地区公民館	4月～5月 1. 市政だよりによる一般公募 2. 老人クラブ推せん依頼

- (2) 学習実施表

- 教養コース（全員）
- 選択コース（必ず何れかを選択すること）
 - (A) 園芸コース
 - (B) 陶芸コース
 - (C) 手芸コース

教養コース学習実施表（毎月第1・3金曜日、午前10時より正午までとする）

回	月日	学 習 課 題	学 習 内 容
1	6.16	学習のはじめに	閉講式、学級運営、趣味講座運営
2	30	健康の維持 からだどころ	心の健康
3	7. 7		老年期に必要なカロリーと栄養
4	21		老人病の特徴とその予防
5	9. 1	若い世代の理解	家庭における人間関係、高齢者、婦人、青年の立場から
6	22		家庭における人間関係（嫁と姑）
7	10. 6	社会の変化の理解 と 社会奉仕活動への参加	老人の福祉制度と大牟田の現状
8	20		日本経済のこれから
9	11. 11		老後の生きがいと地域社会での役割
10	17	学習のまとめ	閉講式、反省会
課 外	8. 21	夏季合同研修会	今日の政治経済の動向と社会福祉
	9. 27 28	親睦レクリエーション1泊旅行	菊池神社、菊池溪谷、大観望、阿蘇山見学
	10. 2	レクリエーションを生活に	ゲート・ボールの基本と実技指導
	12. 15	合同実績発表会	豊かな高齢期をつくるには

選択コース学習実施表（教養コースのある日の午後13:00～15:00）

科 目	回 数	学 習 内 容
(A) 園芸コース	1～8	菊栽培、必要な諸材料の説明。大菊、小菊、福助栽培について。挿芽、鉢あげ管理、腐葉土、培養土の作り方。消毒、肥料のやり方等実習。
(B) 陶芸コース	1～8	陶器について説明。グイノミ、灰皿、湯のみ製作。粘土のねり方（菊紋）実習。ソーメン入れ、箸置き、皿、すし入れ、額皿、つつ花びん、陶板、舟型鈴製作実習。
(C) 手芸コース	1～8	ストール、サマーセーター、モチーフの編方、仕上げ方実習、バック、衿カバー、目の立て方、パイナップル編実習、ホームウェア衿付チャンコン実習。

高齢者学級のあり方を求めて

宗像町中央公民館長 吉田 昭 生

宗像町の現状

宗像町は昭和29年4月5ヶ町村合併当時の人口21,000、その後大規模な住宅団地の形成とともない、現在53,000を越え、人口の急増とともに旧来の宗像町の姿を大幅にぬりかえ、新たな町の様相を示している。

同時に住民の構成も旧来の農民層中心より勤労市民層へと変わり、都市型の町へと変様している。これに対処し住民の教育・文化への要求も多様化し高度化している。特に60才以上の高齢者数は5,900(11%)となり、高齢化社会へ進展している。このような現状の中で高齢者の社会参加を積極的に促進するために自主的・創造的な学習活動を展開するために有機的な連携と効率的な運営をはかり高齢者学級を開設する。

1. 学級開設の基本的な考え方

ひと口に高齢者学級とはいえ、年齢・職業・学歴・家庭環境等それぞれ異っている不特定多数の集団であり、机上だけの判断で学習計画を樹立する事は危険性が多い。高齢者をとりまく社会環境を正しく分析し、どのような学習要求を持っているかを十分調査し、その要求にどのように応えてゆくかをプログラムを編成する時点で考慮しておくことが大切である。豊かな人生経験を更に社会参加に役立たせて行く希望と積極的な生きがいを自ら求めて行く力を身につけて行くための学習計画でなければならない。

2. 学習計画

- イ. 社会情勢と社会参加。
- ロ. 健康の増進と食生活の知識。
- ハ. 家庭生活と社会生活の意義。
- ニ. スポーツ、レクリエーション。
- ホ. 地域連帯性の育成。

以上を基本に、年間計画を策定する。

3. 学習の方法

開設日 毎月2回、時間数100時間
開設場所 宗像町中央公民館
学級数 1学級50名
日 程 午前中は一般教養で、講義中心。
午後は、園芸班・文化班に分散。実技と実習が中心。

内 容

(イ) 一般教養

時事問題	社会生活	家庭生活
奉仕活動	野外活動	社会見学
健康管理	体育レク	同和教育
郷土歴史		

(ロ) 園 芸

菊づくり	小品盆栽	庭園作り
庭木果樹園芸		

(ハ) 文 化

水墨画	俳 画	川 柳
-----	-----	-----

4. 学級運営

運営委員会を組織。学級長1名、副学級長1名、班長3名、会計1名、記録係3名、教材係3名。以上12名を選出し、運営委員会を構成、運営に必要な協議をし、自主的な運営をはかる。

5. 学習の成果

学級開設以来積極的に参加し、開設日は開設時間30分前にはすでに集り、出席率も100%に近い。また、地域活動にも積極的に参加するようになってはいるが、地域活動のリーダーとしての役割を果すまでにはいたっていない。閉級後1年間を省りみて反省記録を文集にまとめ配布しているが、非常に好評をうけている事は有難いものである。

6. 今後の課題

- イ. これからの学級開設には、学級生自身の教

育要求を柱に、高齢者の日常生活課題を引きだし、自からの課題解決のためのプログラムを編成し、自治意識を高めて行く学習計画を樹立しなければならない。

- ロ．たとえば、学習した事がどのように日常生活に役立っているか、ただ学級に参加し、講義を聞き、実技をおぼえるだけでなく、家庭で、地域でどのように役立てていくか、その事が高齢者の生きがいを求めていく上にも大切なことである。
- ハ．学級生が1年間をとおして学習したことが各地域で老人クラブを中心に、あらゆる組織体との交流を深め、地域のボランティア活動

として推進しやすい状況をつくりだす行政的施策も配慮されなければならない。

7. むすび

高齢者学級を開設して5年、一応はまがりなりにも開設してはきたが、まだ様々な大きな問題が残っている。各年度毎の学級生が年に1度か2度集り学級会を開き、いろいろな思い出を語り合っている姿を見る時、いつまでも社会人として長生きしてよかったという感じを受けるのは欲目だろうか。

第 4 分科会 成人教育

討議の視点 1. 男子成人の学習参加を促進するための公民館活動
 2. 就労婦人の学習参加を促進するための対策
 助言者 第一薬科大学教授 田 中 勝 規
 司会者 瀬高町教育委員会社会教育課長 坂 田 智 幸
 八女市西公民館長 矢 賀 部 章
 記録者 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合教育委員会派遣社会教育主事
 松 本 憲 明
 八女市教育委員会派遣社会教育主事 中 島 治
 会場責任者 大川市木室公民館長 柿 添 已 三 男

男子成人の学習参加を促進するための公民館活動

三漕町公民館主事 近 藤 博 昭

1. 三漕町の概要

久留米市の南に隣接し、面積16平方町の農村平坦地。人口13,000人、世帯数3,000、54年度町一般会計予算163,900万円。

同主事補、書記、県社会教育主事（派遣）、社会教育指導員（非常勤）、公民館長（非常勤）、以上各1名。

2. 社会教育の概要

(1) 予 算

社会教育関係予算 3,650万円

成人大学講座予算 40万円

内 訳 (単位：万円)

報償費 12	旅 費 2	需用費 13
食糧費 2	役務費 1	賃借料 10

(4) 目 標

明日のしあわせのまち、永遠のふるさとをつくる。

美しい町づくり 明るい町づくり
 住みよい町づくり 豊かな町づくり
 心のかよいあうまちづくり

(2) 公民館の施設

農村環境改善センター（S.51.10.1開館）を全館使用。

敷地9,500 m^2 建築面積1,178 m^2

（研修室3、会議室2、実習室2、集会室1他）

(3) 職員構成

社会教育課長、社会教育主事（兼公民館主事）、

3. 中央公民館が開設している学級

学級名	学習目標	学級生数	開設日
幼児家庭教育学級	のびのびした子どもの意志力を育てる	40人	毎月第2火曜日 昼1時半～3時半
児童家庭教育学級	豊かな人間性の芽を育てる	56	毎月第3火曜日
生徒家庭教育学級	親の役割と家庭の機能の理解を深める	41	毎月第4火曜日
婦人生活学級	より豊かな生活を創造する	23	毎月第2金曜日
婦人健康教室	健康づくりを正しく認識する	58	毎月第3金曜日
老人大学講座	生きがいのある生活を創造する	350	毎月第3水曜日 午前9時～11時半
成人大学講座	ふるさとびとどおしの心をひびかせあう	35	毎月第2火曜日 夜7時半～10時
青年教室	社会人として生きる態度、能力を養う	20	毎週水曜日 夜7時半～9時半

4. 中央公民館を利用して活動しているグループ

(1) 一般のグループ

グループ名	会員数	定例日	グループ名	会員数	定例日
詩吟	15人	金曜日 午前	囲碁	20人	第4日曜日 昼
詩吟	17	木曜日 夜	将棋	35	第3日曜日 昼
絵画	20	火曜日 夜	俳句	14	毎月20日夜
書道	16	木曜日 夜	郷土研究	24	毎月25日夜
民謡	15	金曜日 夜			

(2) 婦人会のグループ

グループ名	会員数	定例日	グループ名	会員数	定例日
舞踊	16人	1・3土曜 昼	生花	12人	2・4火曜 昼
舞踊	20	1・3火曜 夜	生花	13	2・4水曜 夜
舞踊	20	1・3木曜 夜	謡曲	15	1・3金曜 朝
和裁	10	2・3火曜 朝	着付	11	1・3火曜 昼
和裁	6	2・3火曜 夜	着付	10	2・4木曜 夜
手芸	10	2・4金曜 朝	着付	5	2・4木曜 朝
クラフト	11	2・4金曜 朝			

(3) 老人会のグループ

グループ名	会員数	定例日	グループ名	会員数	定例日
菊の会	53人	第3土曜 朝	生花	12人	2・4水曜 朝
盆栽会	32	第1土曜 朝	俳画	14	1・3水曜 朝

(4) 青年団のグループ

(5) PTAのグループ

グループ名	会員数	定例日	グループ名	会員数	定例日
レクリエーション	8人	毎週木曜夜	犬塚小PTA 読書会	15人	第2日曜朝

5. 展示会や発表会や大会など（S.53年度）

期 間	会 名	内 容
常 時	常 設 展	6月時計展、7・8月徳利展、9・10月玩具展、11月カメラ展、12・1月酒展、2・3月貨幣展
5. 18 21	バ ラ 展	
10. 4 8	グ ル ー プ 展	絵画グループ15名（久留米岩田屋）
11. 5 8	菊 花 展	公民館庭園 40名出品
2. 16 18	総合美術工芸展	手芸、木工、写真、書、絵、他150人出品
5. 14 12. 3	謡 曲 大 会	観世、梅若、喜多 120名出演
10. 29	詩 吟 大 会	55人出場
1. 17	舞 踊 大 会	70人出場
8. 20 1. 15	俳 句・短歌大会	20人 講師 杉本寿恵男氏（久留米）
7. 9 11. 19 1. 21	将 棋 大 会	夏秋新春の各大会 40人
1. 28	囲 碁 大 会	20人
8. 16	盆 お ど り 大 会	公民館広場 300人
1. 7	ホウケンギョウ	公民館広場 70人
1. 15	成人を祝う集い	成人式後の祝う集い、250人
3. 17 18	青 年 祭	演芸、ダンス、展示、バザーなど 200人

6. 研修会や講座の開催（S.53年度）

期 日	研 修 会 名	参加者	摘 要
5. 15 16	婦人会幹部研修会	55人	阿蘇青年の家
7. 9	公民館役職員研修会	45	講師 吉 瀬 純 一 氏（久留米市）
7. 22 24	婦人会班長研修会	185	班長は3日間のうちに1日出席
3. 28 29	小学生集団宿泊研修会	190	玄海少年自然の家
3. 4	社会教育実績発表会	56	松 本 直 義 氏（大和町）
7. 26 1. 26 2. 23 3. 13	青少年問題講座	延268	講師は警察、児童相談所、学校 他

7. 成人大学講座の状況（S.53年度）

中心テーマ 「ふるさと三漕の探訪」

開催日	主 題	参加者	摘 要
6. 13	みづま地方の民話	26人	古 賀 寿 氏（久留米市）
7. 11	みづまの古代	30	松 村 一 良 氏（久留米市）
8. 8	古代史にあらわれたみづま	22	古 賀 寿 氏
9. 12	みづま地方の条里遺構	9	甲 木 清 氏（柳川市）
10. 17	みづま地方の埋蔵文化財	12	甲 木 清 氏
11. 19	史跡めぐり	32	大宰府跡・須恵町資料館 他
12. 12	耶馬台国の話 その1	26	村 山 健 治 氏（瀬高町）
12. 21	耶馬台国の話 その2	21	村 山 健 治 氏
1. 16	みづま地方の水利	18	古 賀 智 勝 氏（城島町）
2. 13	みづま地方の民俗 その1	13	石 橋 兎三郎 氏（大川市）
2. 25	その2 季節のまつり	20	石 橋 兎三郎 氏
3. 24	史跡と八女の手仕事めぐり	28	筑後市～八女市～星野村

8. 新成人アンケート（抜粋）

S.54.1.15実施 男子50名、女子85名、計135名

項 目	性別	非常に満足	かなり満足	普 通	かなり不満	非常に不満	白 紙
いまの生活	男	4	22	70	4	—	— %
	女	—	44	50	6	—	—
いまの仕事	男	2	10	60	18	4	6
	女	—	34	32	16	4	14
自分の教養	男	6	8	60	18	2	6
	女	—	12	56	30	2	—

項 目	性別	あ る	な い	わからない	白 紙
生きがいはあ るか	男	13	39	47	1
	女	12	34	54	—
悩みはあるか	男	20	78		2
	女	26	72		2

項 目	性別	大変うれしい	あまり嬉し くない	何とも思わ ない	白 紙
選挙権を得たことは	男	16	14	70	—
	女	20	23	55	2

項 目	性別	参加している	参加したい	参加したくない	白 紙
青年教室について	男	14	48	36	2
	女	6	58	28	8

9. 公民館を利用して研修会等を行っている 各種団体

(1) 定例的に利用しているもの

聖書研究会（キリスト教典の研究）

毎週 約20名

十月会（政治的な団体で教養・奉仕活動）

月例 約60名

八起会（郡内学校職員の自主的教育研究会）

月例 約35名

モラロジー（最高道徳）

年数回 町内・郡内から

60名～200名

(2) 研修会などに利用しているもの

三潞町農業協同組合

三潞町商工会

三潞町職員労働組合

10. 問題提起として

(1) とり組むべき方針

- 生涯教育への位置づけ
- 生きがいの創造
- 人間の尊厳と連帯

(2) とり組み方と内容

- 公民館側の必要性
- 成人側の必要性

(3) 促進するための課題

- 余暇の増加と人間疎外
- ボランティアの開発と団体の育成

添田町における働く婦人の学習活動の取り組み

添田町教育委員会社会教育課課長補佐 中 島 彬

1. 本町の社会教育重点と成人教育の現状

(1) 社会教育施設整備と推進体制の充実

- スポーツセンター（体育館、運動場、武道館、弓道場、テニスコート、相撲場）の効率的運営。
- 中央公民館、コミュニティセンター（町民会館）、校区公民館の建築と教育集会所（6か所）活動の充実。
- 社会教育推進委員等の機能の充実。
- 社会教育関係機関団体リーダーの養成。

(2) 生涯教育（成人教育）学習事業の推進

- 青年学級（全町1、職場1）。
- 婦人学級（全町2、校区2、職場2、地域3）。
- 家庭教育学級（幼児コース1、中学生コース1）。
- 成人大学講座（全町1）。
- 高齢者教室（全町1、選択3コース）。
- スポーツ教室（剣道、弓道、テニス、バドミントン、卓球、バレーボール等）。

(3) 地域活動推進（団体活動促進）事業

- PTA地域活動推進事業（2小学校PTA）。
- 青年仲間づくり推進事業。
- 学校開放推進（3小学校区）。
- 明るい地域、職場づくり推進会議の開催。
- コミュニティ活動推進事業（2ブロック）。
- 地区公民館の活動奨励。

(4) 同和教育の拡充強化

(5) 啓もう・啓発推進事業（広報「明るい町づくり」発行、社会教育・社会体育推進大会等開催）。

2. 婦人教育の現状と働く婦人の学習の手だて

本町における婦人有権者数は6,774人で、うち65才以上の高齢者1,485人、母親2,828人、一般主婦2,451人である。このうち、婦人会員1,500人の組織加入率である。

一般主婦と母親で何らかの職についているものが60%以上と推定される。このような就労婦人に対して、毎年教育委員会では婦人学級、家庭教育学級等社会教育活動の参加を呼びかけ、豊かな教養や生活技術などを習得していただくため、町広報と町内20人以上の職場で働く人に対して参加を呼びかけているが、参加している人は1部にしかすぎない。また、婦人が就業することについて、家庭生活は勿論、地域社会の形成からいろいろな問題が生じている。社会教育活動参加の面においても、たとえば、婦人会等の活動の参加においても1部の人たちの固定化が目立っている。また、婦人学級や家庭教育学級などにも参加しているのは、一般家庭婦人の参加に限られて来ている。

こうしたことから、まづ町内で働いている各職場、事業所などに呼びかけて、婦人のための学級講座を次のとおり開設することになった。

- 職場縫製青年学級の開設（昭和38年より現在まで。一般教養、体育レク、生花、茶道など参加者42人）。
- 職域婦人学級の開設（昭和45年より3ヶ年間。一般教養、生活改善など48人）。
- 職場婦人学級の開設（昭和49年より現在まで。一般教養、健康教室、スポーツレク、生花62人）。
- 働く婦人のための夜間青年学級の中に婦人のコースを併設している（洋裁、ペン習字、茶道53人）。
- このほか農村の主婦たちは、3つのグループ

35人で、生活改善をとり入れたグループ学習を、市場のない土曜日に実施するよう心がけている。

学習内容については、生活技術を身につけるもの

や、趣味（生花、茶道）やスポーツ、レクリエーション、職場と生活、健康・保健衛生、共働きと家庭生活のあり方について、就業時間内で、また都合によっては終業後に開くことにしている。

3. 具体的な内容

下表のとおりである。

職場婦人学級（音伍）の開設事例

月別	学習項目	方 法	場 所	時間帯	参加者	関 連
4	学級開設運営打合せ	学級代表者、企業主、公民館三者打合せ	工場会議室	16:00～18:00	7人	職場1泊旅行
	生花教室	実演・実習	工場食堂	17:00～18:30	18人	
	スポーツ教室	バレーボール実技	町体育館	18:00～20:00	22人	
5	生花・スポーツ教室	〃	食堂体育館	17:00～19:00 18:00～20:00	30人	以後月4回開催
6	働らく婦人と家庭	講話と話し合い	会議室	13:00～15:00	72人	
7						
8	健康教室	血圧、検尿検査	会議室	15:00～17:00	61人	
9	健康教室	衛生、栄養指導	会議室	16:00～17:30	61人	職場レクリエーション
10	体育レクリエーション	競走遊技ほか (運動会)	公民館広場	9:00～14:00	72人	
11	健康教室	体力診断テスト	会議室	15:00～18:00	57人	
12	バレーボール大会		町体育館	17:00～19:00	45人	忘年旅行
1	明るい職場	映画フォーラム	会議室	15:00～17:30	69人	
2						
3	健康教室	キッチンカーによる 保健栄養指導	工場前広場	12:40～14:00	57人	
付記	講師・指導者は、学習内容によって保健所職員、体育指導員、社会教育課職員があたる。					

このほか、企業者より職場初任者に対して、「県立英彦山青年の家」での宿泊研修会や、レクリエーションを実施している。

音伍繊維工場は、古河大峰炭坑の閉山に伴ない産炭地誘致企業として昭和47年より同炭坑事務所跡地に創業を開始し、紳士服の縫製販売を主としている。従業員も現在78人うち婦人が62人で、ほとんどの人が添田町内から通勤をしている。学級開設のきっかけは、この職場に働く婦人の学習の要望を企業主が受けて、町公民館の方へ開設の手続きを取るようになった。

当初は、生花と、スポーツレクリエーションで公民館としては、講師のあっせんと経費の一部助成をして、あとは企業主と学級生の方で負担していた。

開設2年目より一般教養（職場の人間関係・職場と家庭）、バレーボール教室、健康教室等学級生の希望により学習内容が充実された。反面、営利、利潤を追求する企業主においては、年間・月間の生産目標を達成するために、一定の時間数を婦人学級のために割くのが時間帯・作業能率や学習施設設備等の運営上の問題が生じているが、今のところ仕事プラス学習することによって明るい職場づくりと、よりよい人間関係ができれば、企業のためにも、働く婦人のためにも、よいことで、ひいては生産能率を向上させることにもなる。工場長は理解と協力の態度を示してくれている。

4. これからの方向として

以上が本町における就労婦人のためのささやかな学習活動の取り組みであるが、職場婦人学級づくりをして行くためには、事業主（管理者）の深い理解と協力、学習者の熱意、そして公民館（社会教育）職員の前向きな創意と工夫の三者の意志が通じあってこそ、実現して行くと思う。これからも、公民館活動（社会教育）の地域化を目指して、明るい職域づくり推進委員会の機能の充実と

働く婦人が潜在的にもっている学習要求や課題の把握につとめ、学習の場を拡充して行かねばならないと思う。

第5分科会 広報活動

討議の視点	1. 地域住民の連帯の輪を広げる広報活動の実践策 2. 公民館における学習情報提供のあり方
助言者	西日本新聞社久留米総局長 田 窪 敏 明
司会者	那珂川町教育委員会社会教育主事 内 野 秋 登 大木町公民館主事 岡 崎 辰 雄
記録者	吉井町教育委員会派遣社会教育主事 伊 藤 博 文 立花町中央公民館主事 武 田 行 夫
会場責任者	大川市三又公民館長 広 松 基 一 郎

地域住民の連帯の輪を広げる広報活動の実践策

北九州市立大蔵公民館長 池 田 一 穂

核家族化・マイホーム主義は、現代社会の風潮の特徴の一つとしてあげられ、住民の価値観の多様化と併せて「連帯感の稀薄化」が新しいコミュニティづくりの大きな障害として注目されている。

一方、公民館は社会教育の施設であるとともに、その地域の新しいコミュニティづくりのためのセンターとして中核的な役割機能を果たすべく位置づけられている。しかし、住民の連帯感が稀薄では、そういった役割機能も果たせないであろう。

住民の連帯感を拡大強化していくためには、公民館のすべての事業に関りがあるが、広報活動も大きな役割を持っているといえよう。

私は、三年來当館の経営計画の中で、広報活動の活発化を重点目標の一つとしてあげてきた。以下広報媒体の「館報」発行の状況を連帯感の拡大強化という視点から反省評価してみたい。

1. 発行の状況

対象世帯数 4,100世帯, 13,000人。

発行部数 1,200枚

発行回数 月1回, 毎月15日に発行。

配付の方法 隣組回覧 600枚。他に、郵便局、信用金庫、農協、公民館窓口にて600枚。

印刷 B4型中質紙、片面印刷、ファックス印刷。

2. 館報の内容について

(1) 「大蔵ぶらりものがたり」の連載

地域住民の7割は他地区より移住して、これからも永住しようとする人々であり、ふるさと意識・郷土愛の高揚をネライとして、「大蔵郷土史クラブ」と提携、毎回大蔵の郷土史を連載している。回数も28回に及んでおり、他の記事は読まなくてもここだけは読むという人が多いという。苦笑される反面、好評であることは評価したい。「歩こう会」などのコース資料に活用されている。

(2) 「拜啓，クラブです」(公民館クラブ紹介)

当館では、趣味実技を中心とするクラブ活動が50数団体週1回継続的になされているが、このクラブの個々の活動状況を連載した。

数多くのクラブやサークルができることによって、住民の交わりが幾重にも交錯していくことが、連帯感の拡大のスタートになると考えたからである。現在11回。今後も時期を見て継続したい。

(3) 「明日の大蔵へ向って私の300字提言」

地域の課題を住民相互で出し合い、その解決のための住民の意見交流の場としたいと考えたが、なかなか積極的に原稿がでないため5回で中断している。

(4) 「団体運営の現状と課題」

社会教育関係団体等からの投稿を8回ほど連載した。真の問題提起と解決のためのフォローアップがなく、いっばなしに終わった観がある。しかし、団体活動の状況を一般住民に周知させたのではなからうか。

(5) その他の内容としては、学級講座の紹介や各種相談事業、住民運動である大蔵川美化運動、体育

行事、詩・俳句・随筆などの紹介がなされている。

3 反省と評価

(1) 情報化社会と手づくりの館報

高度に発達した情報化社会のなかで、月1回隣組回覧の手づくりのB4型館報が果してどれほどの効果があるのかと時に思うこともあるが、それだけに稀少価値もあるという人もいる。館報は、館と住民を結ぶ重要なパイプであるし、住民相互の意見交流の場でなければならない。僅かな紙面と回数ではあるが、今後も工夫をこらして続けてゆかねばならない。

(2) 効果の測定について

ア. 住民自治組織(自治区会)が近く行う意識調査に、館報に対する評価を加えてもらう。

イ. 広報モニターの設定。

(3) その他

団体の広報活動の活発化と広報紙の作り方についての研修会・講座の設定。

以上「連帯感」という視点での事例発表だったが、十分ではないと考えている。

地域連帯の和を広げる広報活動

福間町公民館主事 服部 秀美

1 福間町の概要について

福間町は、福岡市と北九州市の間にあるベッドタウンで、面積29.51Km²、昭和54年4月末現在の人口27,877人、世帯数7,955世帯で、昭和35年当時に比べ、人口は一挙に2倍以上にふくれあがった人口急増の町です。人口急増に伴う各種公共施設の建設が急務となっていますが、またその一方で新旧住民の融和を図る必要性に迫られています。教育委員会としては、各種体育行事や団体、グループ等の活動を通じてのコ

ミュニティ作りを進めています。

2 福間町の広報活動について

町では現在、「広報議会」「広報ふくま」「公民館ふくま」の三つの広報紙が発行されています。「広報議会」は、昭和53年5月より町会議員が編集委員となって現在7号まで発行されています。「広報ふくま」は、昭和47年より役場企画室が発行しており、今年6月号で84号を数えています。「公民館報ふくま」は、昭和30年4月1日より毎月1回発行しており、10年前よ

り毎年1回婦人特集号を発行し、現在13回の発行となっています。昭和54年度は、公民館報印刷費として、340万円を計上しています。

3. 公民館報編集方針

- (1) 教育委員会、公民館が行う事業・行事のお知らせや内容、結果を広く町民に知らせ協力や参加を得る。
- (2) 社会教育団体や各種グループの活動を紹介して行く中で、町民に対して啓蒙と参加を働きかけ、地域住民の輪が少しでも広がるように努める。
- (3) できる限り町民の投稿原稿は掲載し、町民とともに作り一方的な広報に終らせない。

4. 公民館報の構成

・ 1 ページ

公民館報の顔であり、その月々の話題を追って大きな写真と文章で構成。

・ 2 ページ～5 ページ

教育委員会、公民館、各種団体の行事の報告、町民の声、各種講演内容等で構成。

・ 6 ページ

人権作文集よりの転載と、郷土史会会員による読み物で構成。

・ 7 ページ

文芸コーナーとして、町民より投稿のあった作品を掲載。

・ 8 ページ

お知らせ欄として、町民に対して色々な情報を流す。

5. 公民館報の問題点

- (1) 果してどれ程の効果をあげているのか、つかんでいない。
- (2) 投稿者が固定化、特定化している。また、文章以外の投稿が少ない。
- (3) 館報の内容自体がまだまだ不十分であり、改善すべき点が多々ある。

- (4) 他の広報編集者との連携を更に密にすること。

6. 今後の公民館報の目指すべき方向

自分自身の反省として、公民館報に対して漠然としたイメージだけで、確かなビジョンを持ち得なかったことを強く感じます。確かな考えを持たないことは、読者に対しても公民館報に対してばやけたイメージしか提起できないのではないのでしょうか。「公民館報ふくま」について考えるならば、現在の公民館は施設・設備も不十分で、中央公民館としての機能を十分発揮し得ないこと、新旧住民の融和を図る必要性があることを考えるならば、私は公民館報を「紙」の公民館としたいと思います。公民館報を通じ住民がコミュニケーションでき、限られたスペースであるにせよ学習でき、色々な活動を知って参加して行く、そんな公民館報を作りたいと思います。

公民館報がキャッチボールのボールのように、色々な団体や住民の間を行き来し、そのキャッチボールの輪が広がり、住民全部がキャッチボールに参加する、そんな地域をつなぐボールになってくれればと思います。そのような形になってこそ真の公民館報になると思います。そして、そのような公民館報を作るためには常にビジョンを持ち続けることが必要ではないでしょうか。確固たる姿勢を持つ時、住民にも何かを投げかけることができると思います。

第6分科会 同和教育

討議の視点	地域住民全体の課題とするための同和教育の推進	
助言者	久留米市教育委員会同和教育室長	古賀孝夫
司会者	県教育庁築上出張所社会教育係長	大丸焮司
	前原町教育委員会派遣社会教育主事	進藤邦夫
記録者	三輪町中央公民館主事	石川利明
	高田町教育委員会社会教育主事	草野七郎
会場責任者	筑後市中央公民館長	近藤重喜

田川市中央公民館における同和教育の推進について

田川市中央公民館主任 坂田政信

はじめに、田川市の概況を先に触れておきたいと思えます。

田川市は、かつて石炭の都として全国をとどろかせ、その偉名を誇っていたのです。

炭鉱の最盛期昭和30年代のはじめは、人口10万人を越え、すさまじい勢いで発展したのです。それがエネルギー革命の影響を諸に受け今では人口6万人の小都市になってしまいました。

本市における被差別部落の人口は、全国平均よりはるかに高く、10%といわれています。

このことは石炭産業と部落問題との係りが非常に深いことを物語っています。

国の政策により部落労働者を石炭産業の発展の犠牲として働かせ、企業が近代化されると劣悪な条件のところへ配置転換するといったように今では考えられないような苛酷な労働を強いられてきたのです。そして、石炭産業の斜陽化に伴い最も打撃を受けたのが部落であります。

そこには、失業と貧困が渦まいており、教育の

問題をはじめ各種の問題を山ほど残したままの状態におかれました。

その石炭産業も昭和44年に完全に撤退したのです。

昭和40年に答申 同和対策審議会

昭和44年に制定 「特別措置法」

昭和45年に金川校区内で結婚差別事件

昭和48年に金川校区同和教育推進協議会が発足

これは、校区民自らの手で、すべての人が人間としての権利に目覚め、人を大切にす真の民主教育を創造しようとたちあがったのです。これが発火点となり行政内部でいろいろ検討され、翌昭和49年に同和教育を推進するための各種の施策が構じられることになりました。

このとき同和問題を全市民的なものとするため公民館において、同和講座が開設されるようになりました。

以来、今日まで、中央公民館では地域住民の学習の場、或はコミュニティの核である地区公民館

での同和講座の開設を最重点項目として実施してまいりました。

具体的な推進策としては

年3回以上の同和講座を自主的に開催
(講師謝金は中央公民館で予算措置)

- ① 市公連総会・評議員会
- ② // 活動推進委員会
- ③ // 校区連絡協議会

を随時開催し、学習の実施状況と促進或は情報交換を行い、同和教育の推進に努めてまいりました。

一方校区同推協も金川校区同推協が導火線となり全校区(8校区)に組織化がはかられ、推進体制は一応整備されています。

しかし、内容的にみれば、目的達成までの道程ははるかに遠いものがあります。

もとより私は教育者ではありませんが、同和教育の推進あるいは取り組み方について、3つの「かたち」があると思います。

- 1つは 同和地区住民を対象とした教育。
- 2つは 一般地区住民を対象とした教育。
- 3つは 同和地区と一般地区の接点の教育。

この三者が総合的にすすめられてこそはじめて、その効果は期待できるのであります。

そこで、今日まで同和教育をすすめてきて、いくつかの問題点をあげてみたいと思います。

- ① 人の集りが悪い。
- ② 系統的な学習が組織されていない。
- ③ 行政指導型、道徳教育型が多くみられる。
- ④ 部落解放の視点から遠ざかっている。
- ⑤ 自主討議するまでになっていない。
- ⑥ 知識学習や観念論だけに終わっている。
- ⑦ 指導者の確保が困難。
- ⑧ 自分たちの生活課題と重なりあわない。

以上のとおり多くの問題を社会教育は課せられていることであり、決して素通りすることの

できない事項であります。

「教育の再生を求めて」 林 竹二著
教育とは「俗見と俗情から自己を浄めることである」

これらの問題解決には幾多の困難があると思いますが、林先生がいわれておられるように——自分自身が人間として人間らしく己れにきびしく生きることです。私たちの日常生活のいたるところに矛盾や因習(予断、偏見)があります。従って、このような身近かな生活課題、地域課題に根ざした学習計画をたてるべきではないでしょうか。

昭和40年代に入り日本経済の高度成長により物質的には豊かになりましたが、私たちの生きる社会で最も欠落しているのが、人間の心の問題であります。

今こそ、教育の原点を追求する同和問題の精神を基調とした規律、礼節を重んじる人間性豊かな人づくりをめざす教育をすすめるべきではないと思います。

昨年「特別措置法」の3か年延長が決まりましたが、この背景と意義を十二分に踏まえて、社会教育の根幹事業としてより積極的に推進していくことが重要であります。

私たちは、行政の担当者として複雑、混迷化した社会情勢の中で、試行錯誤を重ねてまいりましたが、今後より一層、地域住民と直結する地区公民館のパイプ役として、その役目を果すよう努力しなければならないと思います。

最後に一つだけつけ加えます。

第17回県同教大会から

“あくことなき執拗なまでのくりかえしの連続であり、それはあたたかい血のかよったまっとうな人間になるための自己闘争の営為である。”

第20回県同教大会から

“部落差別の現実学”とは何か、“識字学

級のはじまりは何であったか？”
もう一度原点に帰ることが強調された。
この言葉の重みを今更ながらおもしろい知らされま

した。このことはまさしく、部落解放から視点を
そらしてはならないことを教えているように思いま
しました。

西本町公民館における同和教育の 取り組みについて

田川市西本町公民館長 坂田 荒次郎

はじめに

同和教育～差別のない明るい社会づくりをめざ
して

(国民1人1人の課題
真の民主社会への歩み)

差別は、今もなお根強く残っている。

(部落問題の真の認識の欠らく
社会意識の中で根強く残っている差別
観念)

わたしたちは学習を通して

(差別を見抜く力) を養う。
(差別を許さない)

差別のない豊かな社会づくりへの努力

I. 西本町公民館同和教育学習活動

1. 地域の概要

人口約600人、世帯数150戸
純農業地区から混住地域へ変ぼう

2. 学習活動(年5回)

(イ) 住民参加の学習会

住民自身の自主的な立場で同和教育を学習
・研究し、自からの課題へと高める。

(講演学習会
フィルム学習会) の開催
討論学習会

(ロ) 住民啓発活動

社会意識の中にある差別意識を払拭し、部

落理解を深める。

広報活動 → (市政だより
社推協だより)
各種パンフレット

3. 反省

- ① 学習会 — 参加者が少ない。意見が出ない。
- ② 啓発教材配布 — 読まれていない。

II. これからの同和教育の取り組みについて

1. 知的理解からの脱皮～科学的～

(部落差別の現実から学ぶ
人権認識を学ぶ～対話交流集合への
発展)

2. 暮らしの中から学習問題を。

物価問題を中心にした生活課題の掘り起し
暮らしとの結びつき

3. ふれあいの心を大切に、連帯の輪を広げよ う。 お互いを大切にする心の啓培

あいさつ運動

4. 何をすればよいか、をみんなで考えよう。

1人1人が「差別とどのようにかかわって
いくか」日常生活の中で主体的にたち向って
いく行動。

町全体へと抜けよう

おわりに

日常生活の中に渦巻く矛盾・不合理をのり超
えて、差別を許さない人間形成と生きがいのあ
る社会づくりをめざす学習と実践を。

第7分科会 自治公民館（都市）

討議の視点	1. 地域づくりをめざす町内公民館のあり方 2. 地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営
助言者	北九州市熊谷公民館長 林 克 馬
司会者	飯塚市飯塚東公民館長 福 沢 稔 県教育庁福岡出張所社会教育係長 白水 理紀之助
記録者	大牟田市中央公民館主事 山 岡 博 明 柳川市中央公民館主事 長 岡 一 成
会場責任者	大川市大野島公民館長 中 村 光 夫

春日市町内公民館の組織と運営

春日市教育委員会社会教育課長 西 田 讓

1 春日市の概要

春日市は、政令都市福岡市の南に隣接し、東南部は大野城市に、西南部は那珂川町に接する東西4Km、南北5.3Km、14.26平方Km、人口63,000人の小都市である。

福岡都心への至近な立地条件や生活環境が良好なため、住宅都市として人口が急増しており、人口密度は福岡県最高である。

2 春日市の町内公民館の概要

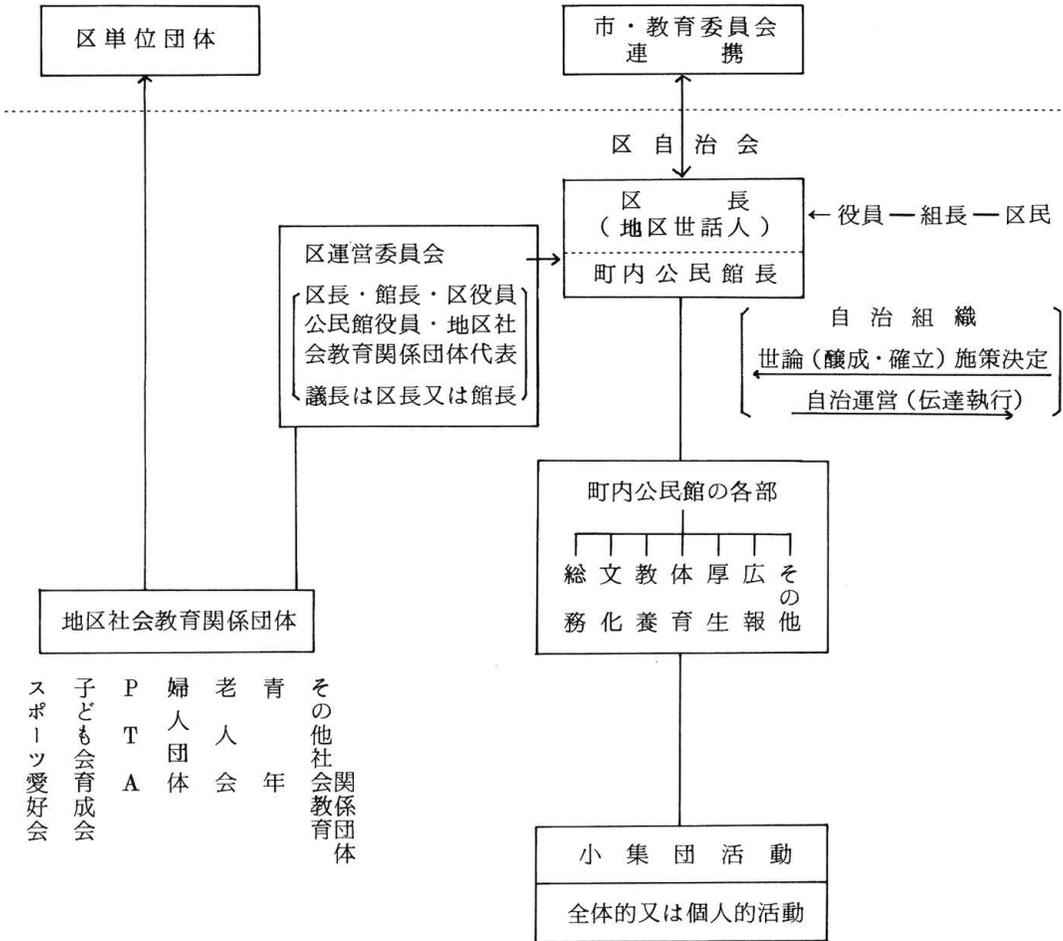
春日市は行政末端組織として28の地区に区画され、各地区には市政の実施連絡機関として市から委嘱された地区世話人が設置され、市行政に参与している。またそれぞれの地区は、区長を中心に地区住民相互のために自治活動を行っている。地区世話人と区長は兼務している地区が大部分であるが、別箇選出の地区も連携を密にして一体となって行動している。町内公民館は、地区を単位に設置されており、町内公民

館長を中心に、地区自治活動のうち主に社会教育活動を推進している。

地区の活動が自治活動であるのと同様に町内公民館は総べて自主活動であり、市教育委員会から支配・統轄は受けていない。しかし相互協力連携、援助等の相関関係は密接に保たれている。また地区内では区長、町内公民館長が表裏一体となって職務を行っている。

町内公民館の標準的なパターンは次のとおりである。

町内公民館を中心に考えた地区組織図(例)



春日市町内公民館施設の状況（28町内公民館中25施設）

№	町内公民館名	建面積 m^2	分類	公・私有地別	所在地	TEL
1	上白水	365.51	類似施設	地域共有地	上白水490	501-9378
2	下白水	182.32	分館	市有地	下白水1064-3	571-4146
3	東弥永	119.48	〃	〃	〃 1454-55	571-4415
4	西弥永	145.74	〃	〃	〃 1616-68	585-8301
5	昇町	239.25	〃	地域共有地	〃 409-1	591-7221
6	竹の本	49.98 38.09	県集会所	県有地	小倉1568-1外	なし
7	小倉	303.48	類似施設	地域共有地	〃 1020	591-3568
8	大和	132.49	〃	市有地	大和町2-16-2	なし
9	岡本	110.00	〃	地域共有地	岡本町3-16	591-4134
10	桜ヶ丘	196.26	分館	市有地	須玖1046-2	571-4143
11	日の出	36.30	県集会所	県有地	日の出町2-2	なし
12	欽修	33.05	集会所	沖縄県県有地	須玖1156	なし
13	須玖	198.25	分館	市有地	〃 1367-2	581-6624
14	若草	110.00	市集会所	〃	〃 891	なし
15	春日台	50.00	類似施設	〃	春日台	なし
16	春日	498.33	分館	地域共有地	春日1244	571-4149
17	若葉台	125.01	〃	市有地	〃 1067	571-4360
18	らくし台	115.54	〃	〃	春日 1531-281 1560-583	582-7254
19	紅葉ヶ丘	100.20	〃	〃	〃 1580-2	581-9621
20	宝町	118.41	〃	〃	宝町4-15-1	582-9995
21	光町	498.40	類似施設	〃	光町2-180	581-9288
22	千歳町	71.12	分館	〃	千歳町3-32	581-3559
23	春日原	185.75	〃	地域共有地	春日原北町3-67	591-2913
24	春日原南	127.05	〃	市有地	〃 南町4-52-2	582-9169
25	徳府	90.03	類似施設	〃	春日505	なし

3. 町内公民館活動と連絡協議会

町内公民館の活動は大別すると次のようになる。その1は各公民館の自主活動であり、いまひとつは市が社会教育振興のために開催する各種行事への参加である。両面の活動とも生活、文化、体育等広範多数に及んでいる。また町内公民館はその振興のため相互連絡、協力、研究の機関として、春日市町内公民館連絡協議会を結成し精力的に活動している。この活動内容を知ることにより前記の各町内公民館活動の概要も知ることができるので、次に昭和53年度の春日市町内公民館連絡協議会の実績を紹介することとする。

(1) 53年度の課題

- ① 町内公民館の組織の確立をめざし、活動の充実をはかる。
- ② 地域の連帯意識づくりの一環として、広報活動を充実させる。
- ③ 地域における小集団活動を充実させ、地域の文化及び体育の向上をはかる。
- ④ 地域における他の社会教育関係団体との連携を密にし、地域活動の活発化をはかる。
- ⑤ 各地域に公民館運営審議会を設置し、円滑な運営と活動の推進をはかる。

(2) 活動の現状

- ① 町内公民館長会
毎月第1金曜日、午後7時30分から定例会を開催。
ア. 前回の活動状況の報告、及び今月の予定、計画。
イ. 市教委、体協等の主催行事についての取り組み方の検討、協議。
ウ. 市教委の協力援助や事務連絡を受ける。
- ② 町内公民館長会理事会
町内公民館長会の事前で開催し、会の運営について話し合う。

③ 昭和53年度春日市町内公民館長研修会

4月15日～16日 於 千石荘

研修内容

ア. 公民館活動の基本について

- 類似公民館とは
- 春日市社会教育実施要綱について
- 昭和53年度社会教育、社会体育年間行事計画について
- 社会教育課、社会体育課との関係について

イ. 町内公民館活動推進について

- 小集団の育成をどうしたらよいか
- 公民館運営委員会の運営は、分散会

Aブロック

上白水、下白水、小倉、昇町、岡本、須玖、桜ヶ丘、春日、春日原

Bブロック

東弥永、西弥永、大和、紅葉ヶ丘、ちくし台、宝町、光町、若葉台、千歳町

Cブロック

春日台、竹ヶ本、若草、欽修、白水池、徳府、春日原南、日の出

まとめ

小集団については

- スポーツを中心とした小集団の育成が組織の強化になっている。
- やりたいことをやりたい者が集った小集団。
- 文化活動の定着化による小集団（町内文化祭の開催等）
- いつでも誰れでも参加出来る行事からの小集団

運営委員会については

- 区と公民館役員とで組織しているところ

ろが大部分である。

④ 町内公民館校区別研修会

校 区 別	館 数	日 時	対 象 者
西 小 学 校	5	6. 29 19:30	公民館役員, 育成会長
春日小学校	4	6. 23 19:00	館長, 体育部長, 育成会長, 婦人
旧北小学校	7	6. 24 19:30	館長, 副館長
旧東小学校	9	6. 24 19:00	館長, 副館長, 体育部長, 育成会
原 小 学 校	3	6. 17 18:00	館長, 区長, 婦人会, 育成会

⑤ 町内公民館規模別分散研修会

11月18日(土)

会場

Aブロック 欽修公民館

Bブロック ちくし台公民館

Cブロック 春日公民館

まとめ

Aブロック(白水池, 春日台, 欽修, 若草, 日の出, 竹の本, 松ヶ丘, 惣利, 徳府)

ア. 小集団活動の実態

○スポーツ小集団

小規模ということで, なかなか作りにくい, スポーツ少年団が結成されたり, バレーボール大会やソフトボール大会等, 大会に向けてのグループがそのまま定期的に練習するような小集団に発展したところもある。

○文化小集団

趣味の会(婦人団体が主)が, 作品の販売をしたりする中から活動資金もできたので, グループ活動へと発展した例もある。しかし, 料理教室で婦人の組織化をはかったが料理教室終了とともに自然消滅した例もある。

○婦人集団

春日台が活発に活動しているが, その他は, まだ未組織で十分な活動ができずに

いる。どのように組織化するか, そのための小集団活動をどうするか, 現在もさくらの段階である。

イ. 町内公民館間の交流について

○同規模公民館の交流は是非やりたいし, このような分散研修会は今後も充実させたい。

○館長会の時, スポーツの交流等の話し合う時間をもってほしい。

ウ. 市民体育大会の反省について

○市民のだれでも気軽に楽しく参加できるはずの市民体育大会が, スポーツ記録会になっている。

○世帯数の少ない町内公民館では参加種目が限定され, しかも良い成績をあげることができない。

○交通整理のガードマンの意見統一ができていない。来賓や弁当配達の車の進入について配慮してほしかった。

○綱引きはルールが守られていない。こういう競技は止めた方がよい。

○入場行進のとき, 前の団体との間隔があきすぎている。

○競技間の間隔が長すぎる。

○自由参加種目である中距離走に参加者が多すぎるので, 人数制限をしてほしい。

Bブロック（東弥永，西弥永，大和町，岡本，若葉台，千歳町，宝町，光町，ちくし台，紅葉ヶ丘，春日原南）

ア．小集団活動の実態

○スポーツ小集団

自主性を持った愛好者による小集団を育成しているが，活動も活発で地域の連帯意識づくりに役立っている。ただ良い指導者を得ることがむずかしく，又，参加者数が地域住民に対して非常に少ないことなどが今後の課題として残される。

○文化小集団

趣味集団，おけいこごと集団等既に公民館を活用している小集団を公民館活動として位置づけ，指導者又は代表者会を組織し，その活動の推進をはかり，地域の連帯意識の育成をはかっている。ただ既成集団の内容にどれくらいタッチできるか今後の課題である。

イ．広報活動の充実

各公民館とも「公民館便り」を発行し，広報活動を活発にしているが，広報の方法は更に工夫を重ねる必要がある。

ウ．組織の確立

2年前に比べたら組織はきちんとしてきた。ただ仕事の量が年々多くなっていく中で，継続して役についてもらうことが困難になりつつある。

エ．町内公民館運営審議会について

各公民館とも設置しているが運営は千差万別である。公民館のスムーズな運営が可能となるような審議会にすべきであり，活動を拘束するような運営にはならぬようにしなければならない。好例としては高齢者対策等ユニークな答申が出，公民館活動の大きな支えになったものもある。

オ．市民体育大会の反省について

○競技内容について

- 現在の内容では，特定のひとが毎年出場するようになる。「いつでも誰でも参加できる」といった考えは51年度で消えてしまったのか。内容について検討してほしい。
- トラック競技がほとんどだったが，フィールド競技を入れてはどうか。
- 綱引きは良かったが校区では不平等になりはしないか。

○その他

- 公民館対抗競技にも優勝旗が欲しい。
- 会場に車の乗り入れは毎年「きまり」が守れていない。守れない「きまり」をつくるより守れる「きまり」をつくってほしい。
- 校区運動会を盛んにし，市民体育大会は校区対抗にしてはどうか。

カ．学校開放について

- 中学校の学校開放を実現して欲しい。クラブ活動終了後でもよい。
- スポーツセンターの早朝使用を認めてほしい。
- 小・中学校の早朝開放を認めてほしい。
- 小・中学校の学校利用は，利用者が自主的に割りふりをするよう指導してほしい。

Cブロック（上白水，下白水，小倉，昇町，須玖，桜ヶ丘，春日，春日原）

ア．小集団活動の実態

○スポーツ小集団

壮年ソフトボール，男・女バレーボール愛好会等各町内の体育委員を中心に小集団が組織され，その小集団の活動が地域の連帯意識づくりに役立っている。今後は，どの

ようにして指導者を確保するか、参加者をどう増やすかが課題として残されている。

○文化小集団

文化関係の小集団活動は、公民館活動としては、なかなか十分ではないが、住民大学を開設しているところもある。

○ブロック別活動

Cブロックの町内公民館は、規模が大きいため、その活動はブロック別に行っている場合が多い。ブロック長を中心に隣組長や育成会役員、体育委員の活動が活発になり、これも小集団活動の良きの一つとして考えてもよいのではないか。

イ. 組織の確立

○数多くの町内公民館が体育委員を選出し、体育委員の活動によって、町内スポーツ活動の推進をはかっている。また、体育委員

が町内公民館の組織的活動にも積極的に参加し、年度初めの組織確立にも大きな力となっている。

○役員の仕事の量が増えてきているので、役員になりてがないうになっている。

ブロック制をとっているところは、ブロック間の調整も大きな仕事の一つである。

○何事も1人に負担がかからぬよう組織的な活動にしている。

○婦人会の育成も大きな課題の一つである。

婦人部講座等研修の機会を多くつくりたい。

ウ. 研修会について

○新任館長の研修会をもってほしい。

○町内で実際に活動している者の意見を吸い上げる機会をつくってほしい。

⑥ 区長、公民館長合同研修会

11月25日(土) 於 恵山閣

小坂井公民館のあゆみについて

大川市小坂井公民館長 中原 泰 雄

1 小坂井の概況について

(1) 位置及び環境

大川市は昭和29年4月1日旧6ヶ町村が合併し誕生しました。この地域は大川市でも南東に位置する旧田口村のまた南東部にあたり、米麦中心の農業地区であったが、現在は米と藺草栽培が中心となっています。

大川市や隣接する柳川市の中心部へは、それぞれ3乃至4kmの所にあり、その中心部を国道208号線が通り、何れにもバス等の便利もよいところであります。

(2) 世帯数及び人口

世帯数 93

人 口 409人(男184 女225)

内 小学生・中学生 53

高校生 15

60才以上 68

(男33 女35)

もともと地元永住者が大多数を占め他よりの転入はわずかであります。

(3) 職業別人口

農 業 28 (専業22 兼業6)

会社員 31

仏壇及び
金具製造 8

建設業 5 公務員 2

商 業 4 団体役員 2

無 職 11 その他 2

おおよその傾向として自主経営農家は減少して、農家の所得は兼業所得に依存する比率が増加しています。

ほとんどの農家の子弟が他の業種へ就職している状況であります。

2 公民館活動取り組みの考え方について

われわれ地域の成り立ちから町内公民館は地域住民の連係の場として、娯楽の場として、または、研修の場として、一人一人の住民を大切にしながら公民館活動を展開しなければならないと考えます。

一般的にありがちな公民館をはじめ、各種団体の役員選出は、順廻しや抽せんなどで、その活動も役員だけの集合に終り、一般とはかけ離れたお座なりの活動に終わっていることがあります。

さらに地域の都市化現象とともに地域住民の連帯感の欠如により共同生活の向上を図る意欲も崩れかけて来ていると思われまます。

このため公民館活動の取り組みの基本的姿勢として考えられることは

- (1) 公民館乃至はその活動への所属意識を強め、自主的に公民館活動に参加し、これを推進するようにしたいと思います。
- (2) 地域住民相互の連帯感をますます強めるために一人一人が公民館活動に参加出来る体制をとりたいと思います。
- (3) 特に町内公民館活動は、校区公民館、中央公民館の諸活動や社会教育団体などが行う中央的行事から隔っていると思われる地域住民の一人一人を対象とすべきと思います。

3 活動について

(1) 公民館の組織づくり

公民館の各部の組織は大体同じものだと思います。即ち総務部をはじめ教養部・体育部などの6部をおいています。

その各部にそれぞれ部長1名、副部長2名、部員6～7名をおきます。その役員・部長・副部長・部員などの合計が約70名となり、おおよそ、それが各戸より選出されるかたとなっていてます。年齢的にも大方バランスがとれています。

(2) 部会及び合同部会

各戸から公民館の組織の一員として参加することになるが、どのような活動がなされているかが問題であります。

このために部会あるいは合同部会を開くことによってなるべく多く参加の機会を作るように考えています。

イ. 部会 部会は予算原案づくりや行事案づくりに当たります。勿論その部の行事の実施に際しては中心となり活動します。

ロ. 合同部会 各部会で作成された原案はこの会で集約・調整されて予算案・行事計画案として毎年4月の公民館総会に提出し承認を得ることとしています。

また、校区民体育大会や校区ソフトボール大会の選手選考やその他必要な場合、適宜これを開くことにしています。

(3) 広報・連絡

公民館活動に対し一般の理解と協力を深めるために広報・連絡・宣伝の必要性は言うまでもありません。これが今までいくらか軽視されていたように思います。

計画的な広報や宣伝につとめ地域住民の理解と関心を深めることが、公民館活動を盛んにする要因となります。

公民館の予算書・決算書・行事表・役員部員一覧表など印刷し全戸に配布するほか、その他の会合などの場合には、簡単にガリ版印刷し各戸に配布し参加を奨励するなど広報につとめています。

(4) いままでの活動のあらまし

イ. ラジオ体操の会 なるべく大人の多数の参加を求めるために、ラジオ体操準備会を開き公民館は勿論、地域の各種団体関係者の集合により具体策を作成しました。このために市よりの巡回指導日には事前に各戸にプリントを配布し参加を奨励しました。

ロ. 部落運動会 すでに10年以上の歴史をもち、さらにこのたび部落レクリエーションの場として拡張された神社境内で、誰もが手軽に参加出来るように計画されています。幼稚園・小学生・老人クラブ・婦人会・一般男女・隣組対抗種目など多種多様で1戸より必ず出場することになっています。出場者延数400人以上という盛大さでVTR（テレビ録画）に収め後日の集会の折に放映しました。

ハ. 校区民体育大会 合同部会で選出された選手名はプリントして各戸に配布されるが、一般の応援依頼も併せて書き添えられます。当日選手として参加する者は勿論、応援として参加した者も同じ部落のテント内で昼食をとることになっています。この昼食はすべて公民館で用意されます。なかなか好評を得ています。

ニ. 蘭草乾燥講習会 蘭草栽培・蘭製品づくりはこの地方ではどこでも見られます。しかし私ども部落では、ここ4年連続豊表の部において農林大臣賞を受賞することができました。地元産業のこの蘭業の振興奨励をはかるため、蘭草製品の最も大切な乾燥講習会を実施しました。

4. 今後の活動について

今後活動の問題点について簡条的に上げると
(1) 公民館の施設の老朽化と狭隘の問題をどうするか。

公民館の施設は相当に古く、その上狭く、地域づくりのいろいろの活動をする上に不十分であります。この解決についてはいろいろ取り沙汰されているが、まだ決定的ではありません。

(2) 町内公民館の自主的行事計画やこれと他の団体との行事の関連をどうしたらよいか。

例えば老人クラブ、婦人会、青年団等の行事との関連やこの行事などにどう対応したらよいだろうか。

(3) 町内公民館の役員や指導的立場にあるものの研修はどうしたらよいか。

5. おわりに

町内公民館の活動は地域住民の一人一人に直接かかわり合っています。その理解と協力を深め、地域住民のいまの課題にこたえるためにはどうしたらよいか、またどうすれば地域住民の相互扶助と連帯意識の高まりを養うことができるかなどと考えると難しいことばかりであります。とぼしい経験をもとにして、ささやかながら手さぐりの活動をつづけています。

第8分科会 自治公民館（町村）

討議の視点	1. 地域づくりをめざす町内公民館のあり方 2. 地域住民に結びつく自治（町内）公民館の組織とその運営
助言者	福岡県社会教育放送利用研究会会長 水 摩 安 正
司会者	県教育庁三井出張所社会教育係長 堤 諭 広川町中央公民館長 中 村 寿太郎
記録者	県教育庁朝倉出張所社会教育係長 井 手 邦 彦 大刀洗町中央公民館主事 南 広 敏
会場責任者	大川市田口公民館長 田 島 誠 次

分館活動について

志摩町引津公民館長 波多江 定

1. 分館（自治公民館）のあり方

(1) 公立公民館との関係

- A. 制度面……系統的関係はない。
- B. 活動面
 - 相互依存・相互協力が必要。
 - 公立公民館の縮図・下請機関で終わってはならない。

(2) 分館活動のあるべき姿

分館は地域における社会作りの拠点

- A. 物心共に住みよい地域作り（創造性）
生活の安定・人作り・環境作り・
コミュニティー作り。
- B. 公の力に左右されない（独自性）。
- C. 地域に即した活動（地域性）。

(3) 54年度のねらい

- A. 組織の確立……分館運営委員会。
- B. 事業
 - 各種研修会の開催。
 - 関係団体の育成。

- 体育・文化行事の開催。
- 生活合理化運動の展開。
- 地域伝統の保持。
- その他地域課題の解決

2. 分館主事の位置づけと役割

(1) 分館長と主事の関係

- 分館長……条件作り。
- 主 事……企画・推進。

(2) 主事の位置づけ

- A. 地域内では
 - 役員として位置づけること。
 - 区長の経験者又はそれに準ずる人。
 - なるべく専務であること。
 - 任期も2年以上。

B. 処 遇

- 町から 報償費 年 8,000 円
 - 地域から 手当 年 30,000 円
- } (平均)

(3) 主事の役割

主事は人作り・地域作りのプランナーで

ありリーダーである。

A. 人作りのためには

- 諸団体の育成……特に社教関係団体。
- 各種研修会の開催。
- 住民の健康増進・体育の振興。
- 広報活動その他。

B. 地域作りのためには

- 環境の整備（自然環境・社会環境）。
- 行事の合理化・民主化。
- 地域伝統の保持・発展。
- その他。

3. 分館主事会の活動

(1) 主事会の必要性

- 分館活動のレベルアップが要請されてきた。
- より広域的なつながり・交流の必要性が高まってきた。
- 公立公民館とのかかわりが強く望まれるようになった。
- 主事の資質の向上が急がれてきた。

そのために組織的な動きがどうしても必要となり、38年に主事会を結成する。

(2) 活動の状況

A. 定例（臨時）主事会の開催……毎月

- 分館相互の連絡・交流・調整。
- 共通事業の進め方研究・企画。
- 地区事業への協力推進。

○ 公立公民館との交流・協力。

○ 相互の研修。

○ その他。

B. 先進地視察

分館長・主事合同

筑紫野市，古賀町，大野城市，

篠栗町，（厳木町）。

C. 他地区主事会との交流。

D. 各種研修会への出席。

E. 町分館主事会連絡協議会への参加。

○ 54年5月協議会結成。

○ 交流・研修・予算獲得。

5. 今後の課題

(1) 分館主事の任期と人の問題

○ 任期がまちまちである。一般に任期の長い分館程実績が上っている。

○ 熱意と責任感の強い人が望ましい。

年齢40～50才代が最適。

○ 主事は専従でない。

(2) 主事の処遇の問題

○ 報償費の引上げ。

○ 地域からの主事手当の平均化。

(3) 予算の問題

最低主事会の運営費・旅費は町予算で。

(4) 分館組織・施設設備の問題

○ 運営委員会の必要性。

○ 施設設備の改善

公民館分館の組織とその運営

古賀町南花見分館長 真 武 凡 夫

1. はじめに

地域公民館（分館）は住民の文化教養の向上、健康と福祉の増進に役立つと共に地域連帯を高め、住民の和の中心になるべきものと考え。

2. 地域の概要

○ 位置 北九州市と福岡市のほぼ中間にあり、国鉄鹿児島本線，西鉄宮地岳線ならびに旧国道3号線も貫通し交通は至便である。また玄海灘に

面した風光明媚な健康地である。

- 戸数 戦前は一帯が松原で農家が一户あるだけという地域であったが、戦後開拓をきっかけに現在約530戸と古賀町内でも最も急発展を遂げた新興住宅地である。
- 職業 地域内は少数の商工業者の他は殆んどサラリーマンであり、又45%の婦人が有職者である。

3. 公民館用地と建物

- 用地 778坪、開拓組合よりの寄贈。
- 建物 鉄骨平屋建110坪。昭和39年竣工。
経費の大部分は住民の高額負担による。

4. 公民館活動の実態

過去一時期を除いては分館主事も置かれず、公民館活動は極めて低調であった。又寄合世帯の常として連帯感に乏しく分館行事にも協力参加が極めて少なかったようである。

- 分館長就任後その対策として行った事。

体育・文化行事や奉仕活動に参加することにより自ずから住民に連帯意識が高まる手段として次の事を行った。

(1) 体育関係

- 昭和51年 ・分館主事を専任。
・分館運営委員会を組織。
- 昭和52年 ・分館体育委員を設け主事を補佐。
- 昭和53年 ・分館体育委員を2名に増員。
・組毎に体育係を置き組長を補佐。
・体育委員会を組織、又アンケートにより住民の体育の種目リストを作成。
・ゲートボールの普及。

これらのことにより体育諸行事が非常にやりやすくなり参加者もぐんと増加して来た。

昭和53年度には町主催体育行事の全種目参加を果し、また初めて区内で種目別体育会が開かれるようになった。21隣組7ブロックに分

けて、ブロック対抗戦にしたことにより盛上がり連帯意識が急速に芽生え、昼休みなど隣組やブロック単位で奥さん方の共同手作り弁当を取囲んで和気あいの姿が見られるようになった。また老人ゲートボールの普及は各地で誠に目ざましいものがあるが、ここでは老人仲間の他に昨年4月から老人若者婦人子供も混り合ったゲートボール同好会が誕生し、休日ごとに各地から集って和気あいとプレーを楽しんでいる姿は大変好ましいものである。

(2) 文化関係

- 文化祭の開催

昭和51年従来部内活動だけに終わっていた公民館サークルに年1回の合同発表の機会を作り文化祭と名づけた。しかしながら一般の関心がうすく部員以外の見学者も少なかった為に、その後サークル以外の一般にも出品出場を呼びかけて、昭和53年には会期も2日に延長し、公民館外に天幕会場を設けるほどに一段と盛上がりが見られるようになった。

- その他の催し

盆踊り、敬老会、隣接区と共催し町内でも最も盛んと言える。

(3) 奉仕活動

- 海岸清掃 夏休み前に役員や子供会中心で実施するが一般の自主参加も大変多く年々増加している。
- 公園・遊園地等の月例清掃 組廻しで実施。
- 夏季の海岸パトロール 夏休み期間中各組廻しで日没後巡回。(昭和52年防犯功労表彰)

(4) 住民の意識調査

昨年教養学級の教材を作る目的で5月に既婚婦人361人、8月に65才以上老人106人のアンケートを集計し、また本年青年部を作る予備調査として、5月に30才未満の独身者

149人のアンケートを集計したものの1部は次の通りである。(3者総合)

○分館行事として望ましいものはどれですか。

(対象13～18項目)

1位	海岸清掃	45%
2位	敬老会	38%
3位	運動会	35%
4位	盆踊	33%
5位	公民館サークル	25%
6位	文化祭	20%
7位	教養学級	19%
8位	区体育行事	17%
9位	講演会	16%
10位	町体育会参加	13%

5. おわりに

古賀町は中央公民館独立の日が浅いために、分館は全く模索しながら4年目を迎え、盛り沢山の分館行事を中心に住民の和、連帯感も相当高まって来たが反面その掌に当る役員の苦労もまた大変なものである。しかしながら区の各種募金事業等に対しても大変協力的になって来たのも連帯感の現れかと喜んでいるが、問題点もまだ多く抱えている。従来青年層の地域に対する取組みが殆んど見られないが、今年は是非その組織化と分館運営のメンバーに加わることを実現したいと考えており、今後は住みよいふるさと作りと共に地域ぐるみで次代を担う青少年の健全育成を果したいと願いつつ卒業のない社会教育に明日もまた努力したい。

— MEMO —

資 料 編

1. 福岡県公民館施設及び職員体制調査表
2. 望ましい公民館の体制と配置

(全国公民館連合会資料「公民館のある
べき姿と今日的指標・解説」より抜粋)

福岡県公民館施設及び職員体制調査表

1. この調査表は、昭和53年度において福岡県教育委員会が実施した「教育調査」の中の「社会教育調査」から、公民館関係部分を抜粋して再掲したものである。
2. 調査の種類及び対象館は、社会教育法第21条に規定する公民館で、設置者が市町村もしくは民法第34条の規定による法人によって設置された施設である。
3. 調査の時点は、昭和53年5月1日現在。従って、昭和53年5月1日以降国庫補助等を受けて建設された法21条に該当する公民館は、この調査表には含まれていない。
4. 調査の内容は、①名称及び所在地 ②設置者 ③中央館・地区館の別 ④職員に関する事項 ⑤施設・設備の状況 ⑥事業実施状況・利用状況等であるが、今回は事業実施状況・利用状況等は紙面の都合で割愛した。

表1. 規模別公民館数

市 郡 別	区 分	館 種	基 準 以 下		基 準 以 上			計
			150m ² 以 下	151~ 329m ²	330~ 499m ²	500~ 999m ²	100m ² 以 上	
市 部		中 央 館	2	—	—	8	16	26
		地 区 館	8	88	37	58	5	196
		計	10	88	37	66	21	222
郡 部 (町 村)		中 央 館	2	4	4	29	28	72 (5)
		地 区 館	11	16	14	10	2	54 (1)
		計	13	20	18	39	30	126 (6)
総 計			23	108	55	105	51	348 (6)

()内は無施設の数である。

表2. 構造別公民館数

区 分	市		町		村		民法第34 条 法 人		計	
	中 央 館	地 区 館	中 央 館	地 区 館	中 央 館	地 区 館	中 央 館	地 区 館	中 央 館	地 区 館
木 造	5	139	17	25	3	9	—	7	25	180
鉄筋コンクリート造	20	54	39	15	3	—	—	1	62	70
鉄 骨 造	1	3	3	4	—	—	—	—	4	7
そ の 他	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—
計	26	196	61	44	6	9	—	8	93	257

図1. 建物面積の構造別構成比（民法第34条法人立は除く）

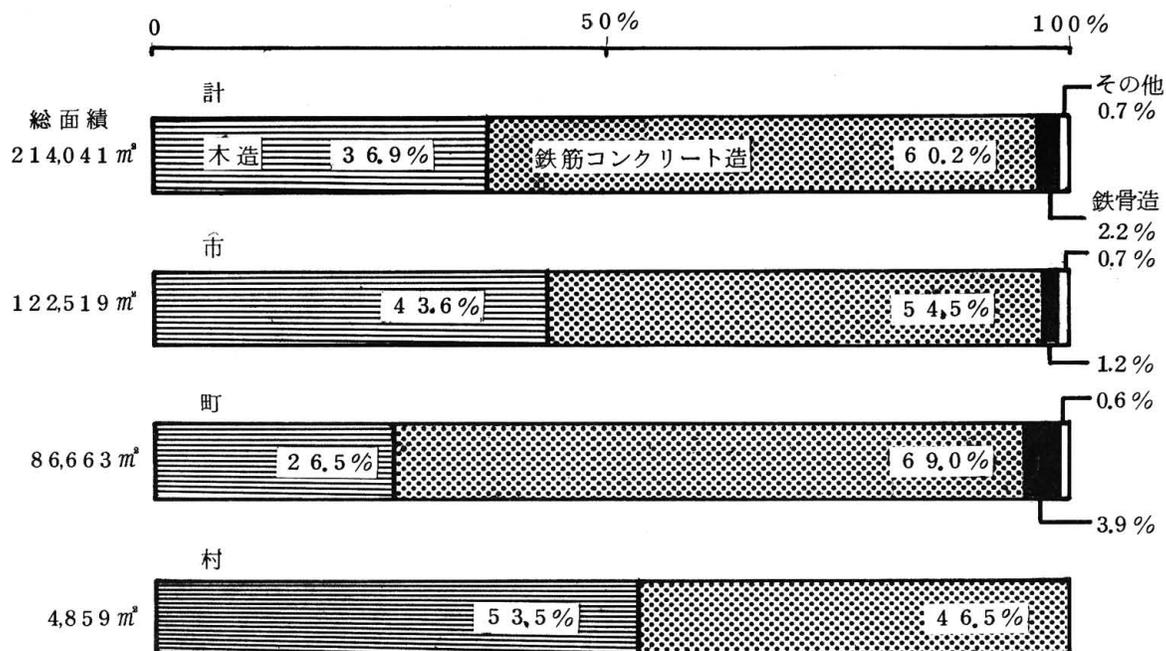


表3. 図書・移動公民館を有する公民館数及びその数量

区分		計		市		
		本館	分館	本館	分館	
図書	有する館数	225	3	159	1	
	冊数	計	370,252	3,144	161,017	1,300
		うち児童生徒数	85,745	1,556	53,544	800
移動公民館	有する館数	7	-	7	-	
	台数	7	-	7	-	

表 4. 建物の使用区分別公民館数及びその面積

区	分	計		市 (区)		町		村		民法第 34 条法人	
		本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館
面	積	213,058	2959	122,021	498	84,202	2461	4859	—	1,976	—
講堂	有する館数	238	3	175	2	56	1	3	—	4	—
	体育館利用の館面積	5	—	1	—	4	—	—	—	—	—
会議室	有する館数	41,701	370	24,751	153	15,205	217	13,14	—	431	—
	有する館面積	304	8	183	2	102	6	12	—	7	—
談話室	有する館数	29,412	871	17,285	71	10,606	800	10,84	—	437	—
	有する館面積	195	1	123	—	59	1	8	—	5	—
図書室	有する館数	10,775	128	6,735	—	3,746	128	209	—	85	—
	有する館面積	134	1	56	—	72	1	6	—	—	—
児童室	有する館数	6,763	36	2,742	—	3,783	36	238	—	—	—
	有する館面積	33	3	14	—	18	3	—	—	1	—
展示室	有する館数	1,305	125	650	—	638	125	—	—	17	—
	有する館面積	57	—	25	—	30	—	1	—	1	—
講義室	有する館数	4658	—	1,145	—	3,452	—	14	—	47	—
	有する館面積	178	—	102	—	72	—	3	—	1	—
調理実習室	有する館数	15,757	—	7,586	—	7,798	—	347	—	26	—
	有する館面積	222	3	126	1	87	2	6	—	3	—
実験実習室	有する館数	11,646	74	6,598	19	4,768	55	212	—	68	—
	有する館面積	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
商業実習室	有する館数	28	—	28	—	—	—	—	—	—	—
	有する館面積	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—
美術室	有する館数	90	—	90	—	—	—	—	—	—	—
	有する館面積	13	—	5	—	8	—	—	—	—	—
工作室	有する館数	525	—	285	—	240	—	—	—	—	—
	有する館面積	40	—	18	—	21	—	1	—	—	—
視聴覚室	有する館数	3,091	—	1,688	—	1,353	—	50	—	—	—
	有する館面積	12	—	9	—	2	—	—	—	1	—
体育・レクリエーション室	有する館数	1,513	—	1,003	—	438	—	—	—	72	—
	有する館面積	345	9	217	3	107	6	14	—	7	—
その他	有する館数	85,794	1,355	51,435	255	32,175	1,100	1,391	—	793	—
	有する館面積	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 5. 設置者別公民館数及び職員数

区 分		公民館数	職 員 数									
			計		館長又は分館		公民館主事		事務職員技術職員等		その他の職員	
			専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
市	本館	222	503	287	66	143	96	61	165	29	176	54
	分館	3	6	—	—	—	5	—	1	—	—	—
町	本館	109	157	69	16	43	42	12	46	3	53	11
	分館	7	3	2	—	2	—	—	1	—	2	—
村	本館	17	17	2	4	1	—	—	1	1	12	—
	分館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	本館	348	677	358	86	187	138	73	212	33	241	65
	分館	10	9	2	—	2	5	—	2	—	2	—
民 法 第 3 4 条 法 人	本館	8	5	20	—	5	—	2	—	12	5	1
	分館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	本館	356	682	378	86	192	138	75	212	45	246	66
	分館	10	9	2	—	2	5	—	2	—	2	—

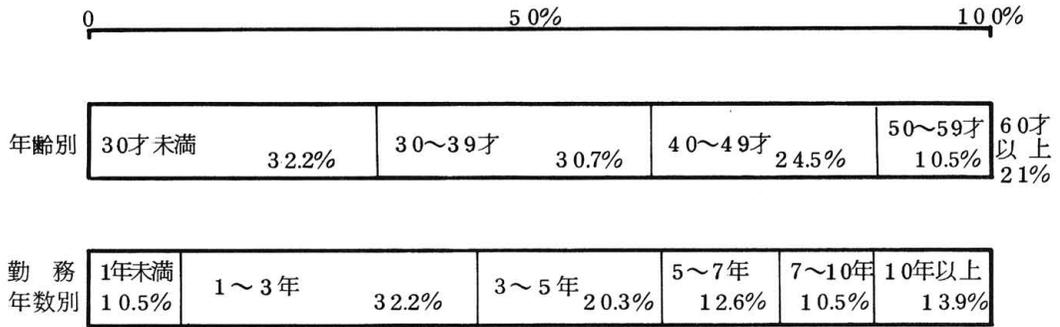
注1 「専任」は、主として当該職務に従事している者

2 「兼任」は、非常勤職員

表 6. 年齢別・勤務年数別専任の公民館主事数

区 分		市(区)		町		村		組 合		民法第34条の法人		計	
		本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館	本館	分館
(1) 年 齢 別	30才未満	36	—	10	—	—	—	—	—	—	—	46	—
	30～39才	25	1	18	—	—	—	—	—	—	—	43	1
	40～49才	22	3	10	—	—	—	—	—	—	—	32	3
	50～59才	11	1	3	—	—	—	—	—	—	—	14	1
	60才以上	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	3	—
(2) 勤 務 年 数 別	1年未満	9	1	5	—	—	—	—	—	—	—	14	1
	1～3年未満	29	1	16	—	—	—	—	—	—	—	45	1
	3～5年未満	17	1	11	—	—	—	—	—	—	—	28	1
	5～7年未満	15	—	3	—	—	—	—	—	—	—	18	—
	7～10年未満	12	—	3	—	—	—	—	—	—	—	15	—
	10年以上	14	2	4	—	—	—	—	—	—	—	18	2
計		96	5	42	—	—	—	—	—	—	—	138	5

図2. 専任の公民館主事の年齢別・勤務年数別構成比



望ましい公民館の体制と配置

(全国公民館連合会資料「公民館のあるべき姿と今日的指標・解説」より抜粋)

I. 配置

現状における公民館は、本館と分館との組み合わせになっている。

本館は、校区単位に設けられるもの(地区館)で、公民館活動の基礎単位である。それらの中で、「公民館相互の連絡調整」にあたるものが、いわゆる「中央館」である。

分館は、原則的には、本館の担当区域が広範囲で、活動がじゅうぶんに浸透しにくいときに設置されるものであるが、常に「広範囲」のみが設置理由とは限らず、また、必ずしも本館からの直線的な下請け作業ばかりに終始するとは限らない。場合によっては、地理的・交通的に孤立した地区や、社会的に重要な地区に重点的に特設されることもある。

1. 市町村における公民館の体制は、本館の並立方式をとることを適当とする。必要に応じ、連絡等の機能をもつ公民館を設ける。

公民館の配置方式は、おおまかにいって、「統合方式」(中央館中心)と「並立方式」(地区館中心)にわけることができる。

(1) 統合方式(中央館中心)

町村合併にともない、市町村の地域が拡大して、合併前の市町村にそれぞれあった公民館が、地区館・支館・分館などに変わるとともに、新市町村の中心部に、中央公民館なる「唯一の本館」をつくる傾向が生まれてきた。全市的・調整的役割りを果たす公民館が必要だというケースも考えられる。こうした場合、中央公民館は、地区館としての役割りと、全市(町・村)事業の展開と総合調整という、二面的でかなり広範多岐な役割りをもつことになることが多い。したがって、この二面的性格を有する場合は、職員数も若干多くなるのは当然である。

然である。

しかしながら、このため、各公民館の間に上下の関係を生じさせ、上位公民館が下位公民館を全面的に支配するといった、好ましくない傾向を生んでいる例がある。また、この場合、本館のみが施設・設備・職員面で段違いに充実し、これに比して他の多くの地区館・支館・分館が衰退するきざしさを生じているところもある。

公民館が、できるだけ地域に密着して、地域住民に直接奉仕するものであるということ、および、公費による行政活動は、税負担者である地域住民に対して、可能なかぎり公平なサービスをすべきであるということ、この二つの原則に照らして、統合方式には問題が少なくない。

元来、公民館が、地域住民の生活に即応したものとして、「住民の茶の間」と称せられたように、気軽に出かけられる施設たるべしというならば、可能なかぎり、全地域住民に対して徒歩10~20分程度という原則を守って、できるだけ公平な施設の配置を考慮すべきであろう。とくに、中央部にある公民館のみを、その連絡・調整のためという必要限度を越えて、ケタ違いに充実していくという事態は、小規模な町村の一公民館の場合を除き、行政公平の原則に反するものというべきである。

(2) 並立方式(地区館中心)

住民の生活課題の解決、日常の利用という点からすれば、どうしても身近なところに公民館が必要となる。また、公民館側としても、あまり広範な地域では「草の根民主主義」を育てるわけにはいかないし、住民組織も名目的となり、学習活動も表面的になりがちであろう。

したがって、公民館の配置は本館並立方式が、最も望ましい姿であるとするのである。本館の「並立方式」とは、同一市町村内に、校区単位のいわゆる地区公民館が独立・平等に多数並び存し、これらが相互に連絡・協調しながら、全域的な社会教育活動を盛りあげる方式をさす。もちろん単なる名目的公民館の並列・並存をいうのではなく、あくまで機能的な意味をふまえた並立であることを忘れてはならない。

この体制を確立したうえで、さきに述べたような上下関係に立つものでなく、公民館相互の連絡にあたる一館を設けることも認められる。しかし「連絡」という機能は、元来、各館に本来的に具有さるべきものであり、各館は、それぞれ他館と積極的に連携・協力すべきものである。それが、公民館が多数で、特設館に委任したほうが能率的である場合にのみ、便宜的に「中央館」ないしは「連絡館」にゆだねるものと解するのが正しい。

なお以上のほか例外として、市民会館・文化会館などに間借りした形で、主として中央公民館的な態勢で共存し、機能するものもある。近来、都市部にこれが続出しはじめた。そのほとんどが近代的で豪華な建築様式で、見てくれはなかなかすばらしいが、ややもするとおもやである会館の機能に制約されて、使用料・使用目的・使用回数など、公民館側として意に満たぬ場合が多いようである。もちろん、関係者の誠意と協力により、スムーズにいつているところもなくはない。が、なんといっても好ましからぬ「合理化」であり、欲ばりすぎて、かえってアブ・ハチとらずの弊に陥りやすい。「正統」でないことはたしかである。

2. 公民館の設置区域は、都市においては中学校区に1館、農村においては小学校区に1館とするが、地形・人口・産業構造等を勘案し、可能なかぎりにおいて、さらにその区域を縮小することが望ましい。

ここには、2つの点をあげている。すなわち、

- (1) 校区ごとに1館を原則とする。
- (2) 諸条件を考え、さらに縮小することが望ましい。

「基準」では「通学区域、人口、人口密度、地形、交通条件、社会教育団体の活動状況等」と列挙されていたのを、ここでは、(1)と(2)に区分した。校区優先の発想に基づくものである。さらに、校区以外の5つを「地形・人口」の2つに整理して「産業構造等」を付加している。

「校区単位」といっても、一般的な基準にすぎない。設置区域については、ややもすると、旧来の行政区域などを中心に、安易に考えられがちであるが、この面の考え方の脱皮を訴えたい。

そもそも設置位置・対象区域を決定するための重要な要素は、住民の事実上の生活行動圏に対する配慮である。しかも施設であるかぎり、いったん設置すれば簡単に変更できない事情から、相当長期にわたる将来の見とおしを考慮した、合理的な配置計画に基づくものでなければならぬ。ゆえに、中央館、地区館、分館、部落(町内)公民館はもちろん、市民会館その他の諸施設の配置をも含めた各種公共施設全体の配置網のなかで、公民館の配置を考慮すべきことを、ここで強調しておきたい。

3. 分館は、公民館活動の必要に応じて、なるべく住民生活に近接して設けること。

ここにいう「分館」とは、「基準の取扱について」に明記されているように「条例等で市町村立の公民館の分館として定め市町村によって維持管理されるもの」をさす。したがって、いわゆる「部落(町内)公民館」とは別個のものであるが、現実には、両者が交錯し、混交して考えられている場合が少なくない。

つぎに、ここでいう「必要に応じて」は、積極的、可及的な内容をもつものである。本館活動の充実、普及を通して、分館設置の必要性を浮きぼりにするか、地域要求、生活要求の分析過程から

分館の役割りを明確にするか、いずれにしても、分館設置の必然性と必要性とを、明らかにしたものである。

すなわち、分館は本館だけでは地理的に活動の不じゅうぶんな面を補い、いっそうキメの細かい公民館活動をめざすものであり、いわば「前進基地」をめざすわけである。できうるかぎり地形・交通事情等をふまえて「地理的」に近く、住民の生活実体に密着して、設置すべきことを強調しているのである。

II . 施設および設備

1. 本館には、少なくともつぎの施設を備えること。

ア 集会の施設 会議室、集会室、談話室、児童室、相談室、講堂等

イ 学習の施設 講義室、実験・実習室、図書室、展示室等

ウ 管理の施設 館長室、事務室、宿直室、倉庫、車庫等

(1) 施設の内容

公民館には、中核的な社会教育機関としての施設がなければならない。具体的には、それぞれの機能を果たすために、各室が必要とされる。これを理想的な立場から列举していけばきわめて多数になるが、現実的には、これを必要最低限にしぼり、かつ機能的に同一のカテゴリーにはいる数種間（ここでのア・イ・ウの分類）については、事実上やむなく共用をも認めなければならない。

ここに、いままで検討された施設内容のおもなものをあげてみる。

(a) 次官通達

1. 教室
2. 談話室
3. 講堂
4. 図書室
5. 陳列室
6. 作業室
7. 娯楽室
8. 講師控室
9. 運動場

(b) 「公民館の経営」

一般教養部門（講座室、講堂、談話室、放送室、

視聴覚室、和室、展示室）

図書その他の資料部門（図書室、書庫、展示室、郷土室、陳列室、研究室、倉庫、標本等の資料室、児童図書室）

実験実習部門（作業室、作業場、機械室、実習室、工作室、準備室、工具室、アトリエ、調理染色実習室、洋裁実習室、付属施設、児童室）

集会部門（講堂、レクリエーションホール、会議室、談話室、放送室、食堂、映写室、展示場、屋外運動場）

社会部門（相談室、クラブ室、娯楽室、結婚式場）

体育部門（体育室、屋外運動場、保健衛生室、更衣およびシャワー室、庭園）

管理部門（事務室、館長室、応接室、研究室、放送室、宿直室、管理人室、台所、倉庫、便所、洗面所）

なお「規模の小さい地区公民館で必要と思われる室をあげれば、講座室、図書室、実習室、集会室、談話室、事務室、管理人室、児童室、展示場などである。」

(c) 「公民館の設置及び運営に関する基準」

1. 会議及び集会に必要な施設（講堂または会議室等）
2. 資料の保管及びその利用に必要な施設（図書室、児童室または展示室等）
3. 学習に必要な施設（講義室または実験・実習室等）
4. 事務管理に必要な施設（事務室、宿直室または倉庫等）

以上を参照し、かつ現場の実践から最も重要と思われるものを、公民館の目的・役割りに照らし3項目にまとめたものであるが、とくに「基準」にくらべて、集会室、談話室、相談室、館長室、車庫等を、実際の必要度と重要性にかんがみて、新しく加えたことを付記しておく。

最近建設された館舎には、配慮の行き届いたものも少なくないが、全般的にながめてみると、その施設は貧困で、格差の増大も著しい。とくに、社会の変容の激しい現代において、最も取り残されているのが公民館だともいわれる。関係者は、この事実深く思いをいたし、これが充実に力を注がねばならない。

これらの施設は、公開無料の原則に立ち、利用の手續きも大いに簡素化しなければならない。

(2) 集会の施設

「住民の生活の必要にこたえ」「集会と活用」の役割りを果たすために、少なくともつぎの施設を必要とするのである。

会議室

説明するまでもないであろう。最低20人程度の者が、ゆったりと話し合えるものにしたい。

集会室

会議室とあまり相違がなさそうだが、主として、クラブ・グループ・サークルなどが活用する。集会室は、洋室のほうが活動的であるが、気分を変える意味で、また「お茶」や「お花」の場合を考え、あるいは年配者の好みなども勘案して、和室にすることが望ましい場合もある。

談話室

ロビーとしてもよい。玄関の近くに、快適で開放的な広場を設け、住民の自由な使用にゆだねる。そこには各種の新聞・雑誌などを常備して、いっながら、楽しく語り合う場所にしたい。

児童室

図書を中心にすれば「学習の施設」となるが、あまり固くない「こどものへや」と考えたい。いわゆる「カギッ子」問題にも関連して、青少年教育のために「児童室」ないしは「青少年コーナー」の設置は、現代的公民館の不可欠の施設であるといつてよい。

相談室

教育、法律、家庭生活、交通事故その他生活万

般にわたる相談を求める声が高まりつつある。あまり広いことは望まないが、壁面の色彩や調度・備品等に意を用い、なによりもいかめしい感じや殺風景な感じが出ないように、心がけなければならない。

講堂

最低165平方メートルほしい。演壇の高さと広さに、とくにくふうを要する。小演劇、音楽などの発表ができるようにしたいが、全体の面積の制約を受けやすい。そこで、組立式のものを用いることも考えられる。さらに、講堂の場合は、他にこれだけの広さのへやは望めないので、展示場、小体育館等に転用できるようにし、多面的な活用を図るべきである。

(3) 学習の施設

「教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ」「学習と創造」の役割りを果たすために、少なくともつぎの施設を必要とする。

講義室

「講座室」とも呼び「教室」ともいう。青年学級、婦人学級、定期講座等の開設されるところである。手ごろな広さと、静かなムードが必要である。

実験・実習室

最も多いのが、調理室である。染色なども兼ねる傾向が出てきた。今後この種の室は工作関係の木工・金工の各室からますます各種の美術・芸術方面の各室に細分化され、専門化されていくであろう。

図書室

全国公民館の約半数に設置されているが、平均面積も31平方メートルときわめて狭少である。図書館との緊密な連携・協力のもとに公民館の図書室を活発に活用しようとするものにするべきである。

展示室

現段階では、ロビーや廊下の活用と、講堂の利

用によるしかあるまい。この場合、組立式のパネルを用意しておくとう便利である。

(4) 管理の施設

館長室

館長室は、事実上は「館長室兼応接室」というよりも、むしろ「応接室兼館長室」と考えたほうが至当であろう。

事務室

職員が公民館の専門的職務をスムーズに行なえるような諸調度・機械・器具等を備えねばならぬ。

外来者に対して、快適な応接ができる窓口と、住民が気やすく出入りしうるようなくふうが必要である。また、事務の執行に支障をきたさぬ限り、住民の利用に供する各室の位置を優先させるような配慮が必要である。

宿直室

館員交代の宿直制の場合のほか、「管理人室」として、用務員等を居住せしめる場合や、警備員に委嘱する場合に、宿直・仮眠・休養の場にあてはまる。

倉庫

公民館活動の実際からみて、かなり広い倉庫が必要である。階段下や廊下の片隅などを含めて、できるだけ広くとっておかねばならぬ。

車庫

必要に応じて、別につくる場合が多かろうと思われる。この場合、外観などに、じゅうぶん留意して、公民館そのものとの調和がくずされることのないようにしたい。

2. 本館の面積は、1,000平方メートル程度を確保することが望ましい。

「基準」に規定する330平方メートルですらその必要性は認めながら、現実的には無理だとする考え方もある。ここへ1,000平方メートルという「基準」を持ち出すことは、あるいは現実を無視した机上の空論であるとの批判もあろう。しかし、公民館の「あるべき姿」を追求する以上、

あらゆる角度から検討して、この程度の広さを目安としたものである。この数字に達した経緯について、若干の説明を加えておく。

(1) 「わが国の社会教育」(昭和40年)いわゆる「社会教育白書」によると、独立本館の全国平均面積は、

昭和30年 313平方メートル

昭和38年 386平方メートル

である。だから、「基準」的発想からいえば、500平方メートル程度にすべきであろう。しかし、これは、あくまで単なる「平均値」にすぎない。

(2) 「公民館の経営」によると、人口2,000～10,000人の場合

最低 330～500平方メートル

適正 400～900平方メートル

となる。成案に示す「標準」は、この上限をやや上回ったにすぎないのである。

(3) 各室の所要面積から考察すると、つぎのようなことがいえる。左欄は成案に示す面積を試みに各室に配分したもので、右欄は、「わが国の社会教育」(前掲)による現状をかかげて対比したものである。(単位平方メートル)

A 講堂	165	196
B 会議室	66	70
集会室	33	55(児童室)
談話室	50	28
相談室	16	42(展示室)
C 講議室	66	73
実験実習室	66	40
図書室	66	31
小計8室	528	計535
D 館長室	33	
事務室	33	
宿直室	33	
倉庫	33	
合計12室	660	

残りの340平方メートルは、便所、廊下、階段などにあてることを見込んだものである。ついでながら、廊下は、展示などのため、できるだけ幅広く取る必要がある。

右欄の面積は、各室を単位とした全国的平均であって、1館の平均面積ではない。また集会室は「児童室」に、相談室は「展示室」におきかえているので、厳密に左右の数字を比較することはできないが、ひとつの参考となるであろう。

したがって、今後、公民館がその機能を発揮するためには、利用できる面積が、最低500平方メートル以上、管理施設や付帯施設を加えて1,000平方メートル程度というのは、けっして過大ではない。少なくとも10年後の姿を思うべきである。ただ、地域の実態、とくに他の諸施設の建築配置の状況に応じ、適宜考慮を加えるべきは、当然至極のことである。

3 本館には、区域内の実態に応じ、体育施設、託児施設および宿泊の設備等を備えること。

(1) 体育施設

屋内と屋外の体育施設は、とくに必要である。社会体育は一般に不振であるにもかかわらず、公民館を中心とした卓球やバレーボールが、住民の健康と親善に大きく貢献しているという事実は、高く評価しなければならぬ。

卓球・バドミントン・バレーボール・バスケットボールなどの室内・屋外のスポーツの施設が考えられねばならない。

体育施設に関連して、とくに強調したいのは、屋外体育施設をも含めた公民館敷地の問題である。

都市と農村とを問わず、敷地はできうるかぎり広いほうがよい。前庭・駐車場・車庫・倉庫などととも、ぜひともバドミントン・バレーボール・バスケットボールなどの専用コート、その他体育活動に適した広場が必要である。こうした見地からも、公民館の敷地は少なくとも1,650平方メートル程度、欲をいえば3,300平方メートル

以上ほしいところである。

(2) 託児施設

各種会合の構成メンバーや各種講座の受講生である母親たちが、幼児連れて会合や学習にきた場合、安んじて協議や学習に専念せしめるために、ぜひほしい施設である。この場合、とくに「砂場」が大きな意味をもっていることを付記しておきたい。

(3) 宿泊施設

公民館において、都市相互、都市と農村の間などで、住民の交流・交歓など宿泊をとまなう事業が取りあげられはじめている。さらに、公民館関係者の宿泊研修も、予想以上の効果をあげつつある。公民館の現代的役割りからみて、ぜひとも設置したいものである。

4. 構造を開放的にし、設備の様式を近代的にすること。

(1) 開放的構造

住民の「茶の間」であるべき公民館が、ともすると、いわゆる「お役所風」になりがちである。これは、その閉鎖的な建築構造に負う場合も少なくない。その構造やたたずまいに住民の利用しやすい開放性、親しみやすい親近性が強く要望される。構造における「開放性」には、つぎのような配慮が必要である。

- 玄関からロビーにいたる正面の設計が、明るく、ゆったりしていること。
- 事務室がはいりやすく、窓や机の配置なども窮屈でないこと。
- 和室以外は、ハキモノをはきかえさせるような不便がないこと。
- 各室とも、抵抗なくはいって行けるような配置であること。
- 総じて、役所風のいかめしさがなく、大衆的なあたたかい配慮が行きとどいていること。
- 各室を住民生活の「容器」と考え「サンプル」とみて、室の名称も、たとえば「生産の部屋」

「暮らしの部屋」式に、具体的に親しみやすく、わかりやすい名をつけること。

- 敷地にゆとりがあれば、池・樹木・花壇・美術彫刻を配した庭園を設け、魚や鳥などを飼育すること。

(2) 近代的設備

設備では、社会の進展や住民の生活様式の向上に見合う近代性が望まれる。

しかしながら、それは単なる豪華さや、いたずらな装飾性を競うものであってはならない。いわゆるデラックスすぎるものからは、かえって疎遠感や抵抗感を覚える場合すらありうるのである。設備の近代化では、照明・換気・暖房等はもちろん、放送・映写の設備、音響効果、インタホーンから、机・イス・湯茶の供給設備など、できれば冷房に至るまで、キメ細かく配慮されなければならない。

なお、ここでつけ加えておきたいのは便所についてである。水洗化が望ましいことはもちろんであるが、各階ごとにぜひとも男女別の便所を設けるべきである。「水洗・男女別」を鉄則としたい。

5. 本館には、つぎの設備を備えること。

ア 机、椅子、黒板およびその他の教具

イ 写真機、映写機、テープ式磁気録音再生機、蓄音器、テレビジョン受信機、幻燈機、ラジオ聴取機、拡声用増幅器、ビデオレコーダー、およびその他の視聴覚教育用具

ウ ピアノまたはオルガンおよびその他の楽器

エ 図書およびその他の資料ならびに展示用具等これらの利用のための器材器具

オ 実験・実習に関する器具

カ 体育およびレクリエーションに関する器具

キ 移動公民館用自動車および單車

これらは、公民館活動を展開するために、基本的に必要な設備をあげたわけであるが、その数量は、公民館事業の重点のおきかたによって異なることはいうまでもない。また、数館共通で使用でき

うるものは、中央館（連絡館）等で集中管理をするなど、効率的な方法を講ずべきである。器具については、常時点検整備を怠らず、「あるものは使うもの、使うものは使えるもの」の精神に徹したい。

設備の整備充実とともに、これらを駆使する職員の技術能力が大切である。視聴覚教育用具のうち、映写機・幻燈機・テープレコーダーなどの取り扱い方は、ほとんど問題はないようだが、新しい機械器具の利用にいたっては、いまだしの感がある。わが公民館活動を16ミリにおさめることなど、先進的な公民館はかなり前から試みているが、近代的用具の活用には、いよいよ留意しなければならない。めんどろがらずに、おうせいな研究心のもと、これらの操作に習熟し、縦横に駆使して、公民館活動の近代化・効率化に資すべきであろう。こうした公民館職員の技術・能力の練磨こそ、公民館活殺のカギともいえよう。

6. 分館には、図書・資料・楽器・体育用具のほか、必要なものを備えること。

「必要なもの」の範囲をあげると、たとえば、囲碁・将棋などのレクリエーション用具・視聴覚教具などをあげることができる。

以上、今後の公民館が具備すべき「施設および設備」について、若干の解説を試みた。すなわち、公民館が現代的役割りをじゅうぶんに果たためには、いかなる施設・設備が望まれるかということに焦点をしばり、従前の施設・設備の再点検・再検討をとおして、最小限必要なものを考えてみたのである。

Ⅲ．職員

1. 本館には、最低つぎの4名の職員をおくこと。

館長・公民館主事・事務職員・用務員等
公民館の事業内容と職員の職務内容を勘案して、

最低この4名としたものである。

(1) 館長

社会教育法第27条の「公民館に館長を置き…」という規定をまつまでもなく、教育機関に「長」を必要とすることは論をまたない。しかも、この規定にあるとおり、「館長を置く」というのは、「置くべきもの」すなわち「必置制」であることは周知のところである。ここでは法の規定が忠実に順守されることを望むのである。公民館の興廃は究極的には専任館長に人を得るか否かによって決する。

(2) 公民館主事

「館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる」（同法第27条第3項）公民館主事の任務の重要性も、また館長に劣らない。望ましい活動を展開するためには、とうてい1人だけでは不じゅうぶんであるが、きびしい現実の諸情勢からみて、とりあえず1人とした。また、名称については、単なる「主事」のところもあるが「公民館主事」という名称を用いたほうが適当である。

最後に、とくに強調したいことは、公民館主事を「置くことができる」（同法第27条第1項）という「任意設置」の現制度をすみやかに改めて、「必置制」とすることである。

(3) 事務職員・用務員等

館長・主事が教育活動に専念できるようにするためには、事務的なものいっさいをとりしきる事務職員が必要であることも多くをいうまでもあるまい。

事務職員と同等もしくは、ときにはそれ以上に重い役割りを果すものが、用務員である。施設・設備の実質的な維持管理の主役として、最も地味で大切な分野を担当するものであることを思うとき、欠くことのできない職員である。

2. 体育指導委員・青少年指導員・社会教育指導員等は、なるべく公民館の非常勤職員とすること。

(1) 体育指導委員

近時、社会体育の重要性が叫ばれ、生涯スポーツの関心が高まりつつある今日、公民館もその一翼をになう必然性が生じつつある。

そこで、さきに述べた体育施設に対応して、人的な指導面が必要となってくる。ただスポーツの技術面の指導のみにとどまらず、その地域社会のスポーツ・レクリエーション活動を全般的に組織し、運営できるような、人望もあり実力もあるリーダーが待望される。体育指導委員を非常勤職員に委嘱し、幅広い活躍を期待したい。

(2) 青少年指導員

「青少年指導員」は「社会教育指導員」とともに、都道府県・市町村の条例その他により、任意に置かれる場合が多い。青少年指導委員は、青少年の愛育・補導にあたり、その健全育成のため、あらゆる面から指導・助言を行なうのがその役割りである。最近、公民館活動のなかで青少年教育事業が重視されつつある今日、青少年指導員を公民館の非常勤職員として、社会教育的立場から、その手腕をぞんぶんに発揮してもらうことにしたい。

(3) 社会教育指導員

「青少年指導委員」と同じく条例等による任意設置である。任務は文字どおり、社会教育全般についての指導助言を行なうものであるが、実質的には、青年教育・婦人教育・成人教育・PTA等、それぞれの専門分野に応じて任命されることが望ましい。

社会教育指導員を、公民館の非常勤職員にすることの必要性はあらためて論ずるまでもないであろう。

これらの民間指導者は、要するに、それぞれの部局の必要に応じ、それぞれの地方の要求にこたえるために置かれるものである。

しかも、これらの人々の多くは、本職を他にもつ民間人である。中には、有力な社会的地位のあ

る人もあり、有識の人も多い。それを公民館非常勤職員に委嘱するにあたっては、関係各部署とじゅうぶんに協議して意思の疎通を図るとともに、委嘱する場合には、お役所的な手続きだけではなく、礼を尽して懇請すべきであろう。

3. 分館には、最低つぎの2名の職員をおくことが望ましい。

公民館主事・用務員等

このことについては、すでに〈1〉のところで詳述したとおりである。しかし、地区館にさえ平均1人の専任がない現状からも、最低1人といいたいが、やはり2人の組み合わせが必要である。

IV . 運営審議会

公民館の体制を論ずる場合に、見のがすことのできない要件は、公民館運営審議会（以下単に「運営審議会」という）である。運営審議会の任務その他については、社会教育法第29条ないし第31条に規定されているとおりで、ここに重ねて詳説する必要がないであろう。

運営審議会の機能を発揮して、住民の意志を公民館の運営に反映し、すぐれた効果をおさめているものもあるが、ややもすると形式化し、じゅうぶんにその機能を生かしていないものも少なくないようである。そのよってきたる理由には、①委員の人選を含む構成の適否、②運営審議会の位置づけの当否、③運営審議会の会議運営方法、等々をあげなければならない。しかし、ここでは「体制」整備の観点から、主としてその構成をとりあげようとするものである。

1. 本館には、各館ごとに運営審議会をおくものとする。ただし、やむなく「2以上の公民館について1の公民館運営審議会を置く」場合は、各館ごとにこれに代わる適切な措置を講ずること。

運営審議会は、いうまでもなく、公民館の運営

にできるだけ住民の意志を、反映させようとの趣旨から置かれるものであるから、「公民館に運営審議会を置く」という社会教育法第29条の規定の趣旨のとおり、各館ごとに設けるのが本旨である。同条後段の「但し書」によって「2以上の公民館について1の公民館運営審議会を置く」というのは、あくまでも例外的措置であり便法であることをあらためて確認し、本則のとりの設置が望ましいとするものである。

法では、各公民館に運営審議会を置くことからくる財政上の圧迫、あるいは公民館相互の運営の調和などという特殊の事情から、例外的措置として各館共通の運営審議会とすることを認めているが、これによって生ずる欠陥をなしとしない。すなわち、全市町村で1つの運営審議会となると、とかく調査審議の内容が各公民館の現実から遊離しがちとなり、公民館の「地域性」を見失うような結果を招くおそれがある。便法的な運営審議会とする場合は、この欠陥を補う方法を講ずることが絶対に必要である。

運営審議会を一元化する場合「これに代わる適切な措置」としては、「公民館活動協力員」（あるいは運営委員会・協力委員会・運営協議会・クラブ協会などといってもよい）を設けて、住民とのパイプの役割りと、公民館活動への協力を求めることが考えられる。

この場合は、つぎのような諸点について考慮しなければならない。

- ① 財政面 — 費用弁償等、その活動の裏付けとなる財政的措置のありかた。
- ② 任命者 — できれば教育委員会が委嘱するほうが望ましい。ただし、教育委員会が正式に委嘱した場合は、当然報酬を支給しなければならない。
- ③ 役割り — 形のうえでは運営審議会とよく似ているが、公民館に対する法的な拘束力はない。しかし、その意見を、できるかぎり尊重すべき

ことは、もちろんである。

④ 構成 — おおむね民間の理解者から成るボランティア組織とする。メンバーの選任にあたっては、名称や地位にとらわれず、実際に公民館活動を理解し、参加し、協力する人々をもってあてたい。

2. 一つの運営審議会の委員数は、最低5名とすること。

委員の数は、必ずしも多きをもって貴しとしない。また経費の面からも苦しい現状である。いきおい、少数精鋭主義をとらざるをえない。このほうが、かえって責任感も強くなり、チームワークもよくとれるのではないだろうか。

しかし、反面、民主主義の原則からするならば、広く民意を反映するためには、できるだけ多くのメンバーのほうがよいということになる。こうした2つの相対立する考え方を勘案しつつ「最低5名」とした。公民館の規模や対象人口により異なることはいうまでもない。

3. 運営審議会委員の選任において、公民館利用者を代表する者が含まれるよう考慮すること。

当然すぎるほど当然のことを、あらためて強調しなければならないほど、現実には形式的な発想や政治的配慮のもとに人選が行なわれ、せっかくの運営審議会が「羊頭狗(く)肉」や「開店休業」の弊に陥っている場合が多い。このような傾向を克服し、真に民主的で効率的な委員会にするために「公民館利用者を代表する者が含まれるよう考慮すること」としたのである。たとえ無名であっても、利用者の切実な声を反映しうる委員がほしいとの意味をもつ。

それも、できれば第2号委員(団体代表)として選ぶことができれば申し分がない。そのためには、一方において利用者の組織化が、当然進められねばならない。そしてその組織の代表者を運営審議会委員に選ぶことができれば、きわめて現実

的で活動的な委員会運営が期待される。たとえば公民館グループ連絡協議会等から、代表者を委員に加えるなど、当然考えられるべきであろう。

4. 運営審議会委員の任期は、2年を適当とする。ただし、再任を妨げないが、長期にわたることは望ましくない。

任期を2年としたのは、毎年1~2名ずつ順に交代していくとか、半数交代制をとるとかして、清新さを加えるためである。さらに「再任を妨げない」が「長期にわたることは好ましくない」とあるが、連続選任については、それぞれの市町村において、不文律の慣例をつくり、清新強力な運営審議会を形成すべきである。

得がたい人材の連続選任についても、たとえば、1期でも間隔をおいてあらためて選任するというような方法をとって慣例は守ったほうがよい。そうすることによって、一つは好ましくない委員の長期化を防ぎ、一つはもって運営審議会の権威を高めることにつとむべきである。

— MEMO —

いいものいっぱい まごころいっぱい

タマヤは、お客さまとの心のふれあいを大切にします。



田中丸コレクション

九州のやきもの

今回は八代・小代・帖佐・平佐・薩摩三彩など……
熊本と鹿児島のご窯の名品を一堂に展覧いたします。

4階・古陶磁陳列室

土日祝日は6時30分まで
火曜定休 10時→6時
中洲3丁目 ☎(271)1111

金福玉屋

映像の企画製作・教育映画の販売・各種教育機器の販売
16mm・8mm・ビデオ教育教材映画は東映

最新作児童劇映画

お母さんとぼくの出発

カラー41分 260,000円



社会教育映画

地震時の防災用に最適
グラッときたらどうする

カラー26分 160,000円

家庭での金銭教育の重要性について

下町のおばちゃん先生

カラー31分 160,000円

最新作 **となりの立場・うちの立場**

カラー30分
180,000円

交通安全映画

悲惨の記録

——交通事故が
残したもの—— カラー28分
180,000円

三世代家族

カラー32分 180,000円

PTA父さん奮戦記

カラー30分 180,000円

おじいちゃんの青春

カラー30分 180,000円

16mm・8mmリスト、機材カタログ等を
御希望の方は希望品目を明記の上、
右記宛へ御請求下さい

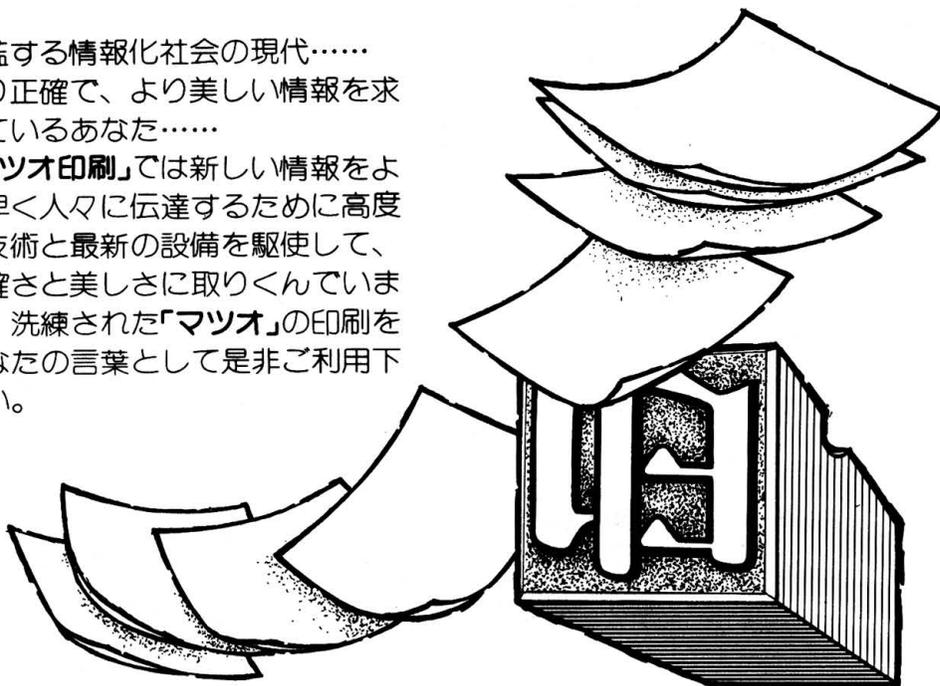


東映株式会社 教育映像営業部

福岡市博多区中洲4丁目6-10 〒810 電話 (271) 5641~3

『より正確に』 『より美しく』

氾濫する情報化社会の現代……
より正確で、より美しい情報を求めているあなた……
「マツオ印刷」では新しい情報をより早く人々に伝達するために高度の技術と最新の設備を駆使して、正確さと美しさに取りくんでいます。洗練された「マツオ」の印刷をあなたの言葉として是非ご利用下さい。



* 名刺、伝票から高級カラー印刷まで……
美しいコミュニケーションを大切にする……マツオ!



- 活版印刷
- オフセット印刷
- カーボン印刷
- その他高級美術印刷

マツオ印刷株式会社

山田市上山田市役所前 ☎ 09485 (2) 0144代表

第一法規創業75周年記念出版!

教育学大事典

編集代表

細谷俊夫・奥田真丈・河野重男

定価 四八、〇〇〇円

・現代教育界最高の英知を結集——一九八〇年代を展望する教育学の百科事典。

・五年の歳月と権威ある代表的編集陣九名、執筆陣五〇〇余名の知識と研究……ここに結集。

唯一の社会教育実務六法

社会教育行政必携54

文部省内社会教育行政研究会 編

★コード判・価一、八〇〇円

・社会教育行政関係の諸法令を中心に日常の業務に必要な通知、答申、行政実例、統計資料および各種補助金、委嘱費の交付要項等を豊富に掲載した社会教育行政担当者の必備書。

新訂社会教育行政入門

今村武俊 編著

★A5・価一、八〇〇円

・広範多岐にわたる社会教育行政の全貌を、難解な法解釈の視点からではなく、法律の経営学といった観点から実務的に解説した関係者必携の基本図書。

社会教育事典

編集代表 林部一二

★B5・価三、七〇〇円

生涯教育が叫ばれる現在、九〇名に及ぶ執筆陣が、歴史・諸外国の事情等を踏まえつつ、最新の資料を新たな視点から新時代の社会教育を展望する、関係者待望の画期的な事典。

社会教育概論

辻 功・山本恒夫 著

★A5・価一、八〇〇円

社会教育全般の基礎知識を平易に解説し、さらに時代にマッチした社会教育のあり方を論じ、新しい社会教育実践の指針を与える意欲的な書。

明日への教育

国立教育研究所 編

★B6・価一、五〇〇円

世界の教育改革を実践的にリードしている教育学者が、自国の現状を明らかにしながら、八〇年代の教育改革への視座を提示し現代日本の教育を世界的視野でとらえる好著

日本民俗文化財事典

文化庁文化財保護部

監修

★B5・価四、三〇〇円

民俗文化財の重要性を解明し、有形・無形の民俗文化財を相互に関連して把握できるように「重要民俗文化財指定基準」等に基づいて細分類し、個々に具体的かつ詳細に解説した。

●各書とも内容見本呈

第一法規出版株式会社九州支社

(〒810) 福岡市中央区大手門3の5の6 ●代表(092) 741-6006 振替福岡19534



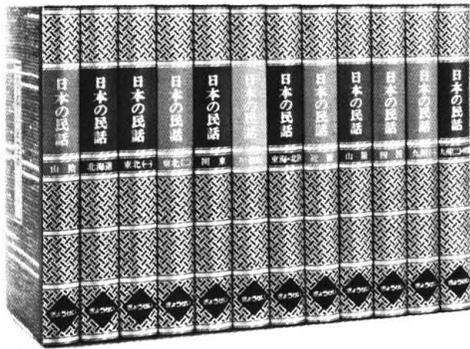
●遠い祖先から語り伝えられてきた民族のこころ!!

日本の民話

全12巻

民話に深く精通された先生方が、丹精をこめて全国からくまなく聞き集めた未発表の民話を、美しい日本語でいきいきと甦らせた、本格的民話集です。

各巻末には、話の特色、伝承事情などについての解説や語り手の紹介も収録してあります。



定価各巻一、五〇〇円(千200)
四六判/箱入り美麗装本

- | | | |
|----|----------|-----------------------|
| 12 | 九州(二)・沖縄 | 大分・宮崎・鹿児島・沖縄 |
| 11 | 九州(一) | 熊本・佐賀・長崎 |
| 10 | 四国 | 徳島・高知・香川・愛媛 |
| 9 | 山陽 | 岡山・広島・山口 |
| 8 | 山陰 | 鳥取・島根 |
| 7 | 近畿 | 奈良和歌山・京都・三重・滋賀・大阪・兵庫 |
| 6 | 東海・北陸 | 静岡・愛知・岐阜・富山・石川・福井 |
| 5 | 甲信越 | 山梨・長野・新潟 |
| 4 | 関東 | 茨城・栃木・群馬・千葉・埼玉・東京・神奈川 |
| 3 | 東北(二) | 秋田・山形・福島 |
| 2 | 東北(一) | 青森・岩手・宮城 |
| 1 | 北海道 | 北海道 |

海外の民族が語り継いできたメルヒェンの世界!!

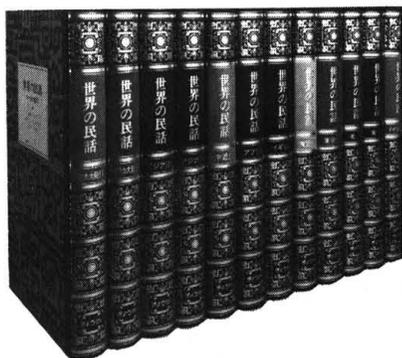
世界の民話

全25巻

小沢俊夫 編

定価各巻1,500円(千200) 四六判・箱入り豪華美麗装本

昭和52年度 日本翻訳出版文化賞受賞



- | | |
|----|------------|
| 25 | 解説編 |
| 24 | エスキモー他 |
| 23 | バプア・ニューギニア |
| 22 | インドネシア他 |
| 21 | モンゴル他 |
| 20 | コーカサス |
| 19 | パンジャブ |
| 18 | イスラエル |
| 17 | カピール他 |
| 16 | アルバニア他 |
| 15 | アイルランド他 |
| 14 | ローリングゲン |
| 13 | 地中海 |
| 12 | アメリカ大陸 II |
| 11 | アメリカ大陸 I |
| 10 | アジア II |
| 9 | アジア I |
| 8 | 中近東 |
| 7 | アフリカ |
| 6 | イギリス |
| 5 | 東欧 II |
| 4 | 東欧 I |
| 3 | 北欧 |
| 2 | 南欧 |
| 1 | ドイツ・スイス |

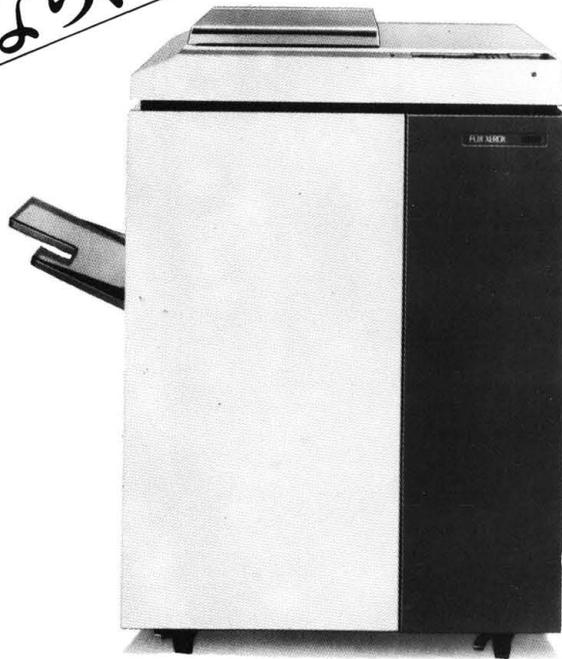


株式会社 きょうせい

九州支社 福岡市中央区春吉3-24-12 (千810)
電話 (092) 751-2865 振替 福岡10340



機能が同じなら、小さな方がいい。



高性能が小さくなった、ゼロックス3500。

機能が同じなら、ボディの小さな方が使いやすいものです。そこで、富士ゼロックスが“高性能を小さく”に挑戦し、開発した複写機、それがゼロックス3500です。設置スペースは新聞2ページ分もあれば充分。電源も100ボルトの普通のコンセントでOK。それでいて、1分間40枚という高速コピーです。原稿の種類に合わせて選べる3つのコピーボタンつき、ぶ厚い書籍

もラクにコピーがとれる、万一の紙づまりも簡単に処理できるなど、新機能・新工夫がギッシリ。大型機なみの働きぶりながら、割安な料金でお使いいただけるのも大きな特長です。小さなボディに大きな機能——シンプル・アンド・コンパクトに徹したゼロックス3500。ぜひ、あなたのオフィスにもおすすめしたい1台です。

★新製品《ゼロックス3500》のおもな仕様

- 原稿サイズ=最大B4まで
- コピーサイズ=A4、B4、B5
- コピースピード=1分間40枚
- 連続コピー=1-99枚
- 給紙方法=2段トレイ方式
- 機械の大きさ=幅68cm奥行き68cm高さ95cm
- 機械の重さ=210kg
- 電源=100V・15A

挑戦が進歩を生みます。

XEROX

富士ゼロックス株式会社 西部支社

〒810 福岡市博多区中洲5-6-20

電話 092 (281) 0914

九州のみなさま、4月25日(水)

National

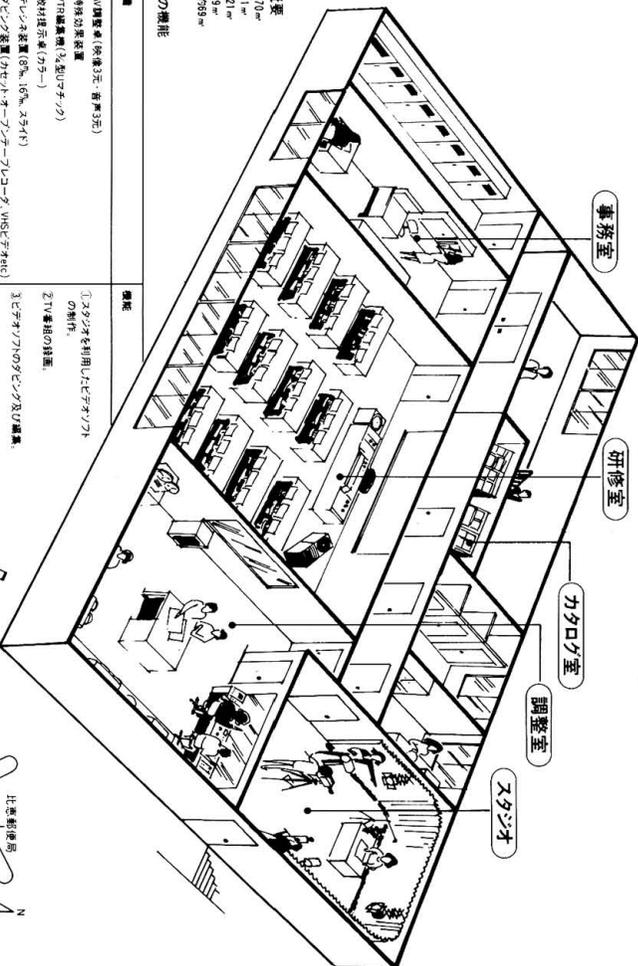
ナショナルの視聴覚センターが開設します。

ビデオソフト・音声ソフトの制作実習や、各種の教育研修に、また、視聴覚教育システムやビデオ情報ネットワークなどの効果的な設計についてのご相談などに、当センターをお気軽にご利用ください。

このセンターは、教育関係の方々をはじめ、会社で視聴覚機器をご利用される方々や、それをお取り扱いいただきます設計事務所の方々によって支えられる施設として、開設したものです。したがって、当センターの運営面におきましても、ご利用者が利用しやすい方法を鋭意努力して考えたいと思います。

当センターでつぎのようなことができます。

- 最新のナショナル視聴覚機器の利用法や視聴覚教材の制作手法を、研修することができます。→右の施設概要および設備とその機能をご参照。
- とくに、最新設備を投入したスタジオと調整室では、効果的なビデオ番組が容易にできます。
- 設備設計について、専門家による適切な助言を受けることができます。
- 各種教育研修の場として、ご利用することができます。
- 情報を交換する場や「語り合いの場」としてご利用することができます。
- 各地の視聴覚教育に関する情報、資料(当社機器納入校に関する情報など)をご覧いただくことができます。また、新しい当社機器のカatalog資料を、ご入手することができます。



- 施設の概要
- 敷地面積 約70㎡
 - 建築費 約311万
 - 2階床面積 約211㎡
 - 庁舎費 約49万
 - 付帯設備 約95万

■設備とその機能

設備	機能
<p>■調整室</p> <ul style="list-style-type: none"> ●AV調整卓(映録3元、音録3元) ●特殊効果装置 ●VTR編集機(2型Uマシナ) ●映録指示卓(カメラ) ●テレビ放送機(8K、16K、32K4K) ●テレビ放送機(4K、16K、32K4K) ●スタジオ放送機(ビデオ、オーディオ、VTR、WSGビデオ) ●カメラ制御機(ビデオ、オーディオ) ●カメラ制御機 他 	<p>1) 2名スタジオを利用したビデオソフトの制作</p> <p>2) TV番組の録音</p> <p>3) ビデオソフトのビデオ編集及び編集</p> <p>4) 8チャンネル、16チャンネルのビデオへのビデオ編集</p> <p>5) 特殊効果装置の活用(2名)</p>
<p>■スタジオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2階式カメラカマラ ●映録デスクカメラ ●各種マイクアンプ ●モニターTV ●照明設備 他 	<p>5) 特殊効果装置の活用(2名)</p> <p>6) オーディオカメラソフトのビデオ編集及び編集</p> <p>7) 白黒またはカラーカメラ製作</p>
<p>■研修室</p> <ul style="list-style-type: none"> ●視聴覚ソフトAVソフト(ラック)展示形式 ●テレビ装置(7チャンネル用) ●モニター装置 ●AV装置(ビデオ型) ●OHP 他 	<p>最新の視聴覚センターに準じ、実際に進行しながら、研修活動ができます</p>



九州ナショナルAVセンター

〒812 福岡市博多区東比恵2丁目9番29号
福岡ナショナル通信特機株式会社・2F
TEL. 092-473-8565